

第七表 抗告申立ノ要旨

一〇丁

第二部 控訴院

第一款 控訴審

第八表 控訴總數及審理期間

一四丁

第九表 原裁判所ニ區別シタル控訴總數

一四丁

第十表 控訴種類

二五丁

第十一表 控訴金額價額階級

三五丁

第十二表 控訴審理期間

三六丁

第二款 上告審

第十三表 上告總數及審理期間

三七丁

第十四表 原裁判所ニ區別シタル上告總數

三七丁

第十五表 上告訴訟種類

四〇丁

第十六表 上告金額價額階級

四六丁

第十七表 上告審理期間

四七丁

第三款 抗告審

第十八表 抗告總數

四七丁

第十九表 抗告申立ノ要旨

五二丁

第四款 特別訴訟

第二十表 特別訴訟總數及審理期間

五五丁

第二十一表 特別訴訟審理期間

五六丁

第三部 地方裁判所

第一款 第一審

第二十二表 第一審訴訟總數及審理期間

五八丁

第二十三表 第一審訴訟種類

六六丁

第二十四表 地方裁判所ニ區別シタル第一審訴訟種類

七四丁

第二十五表 第一審訴訟金額價額階級

一一七丁

第二十六表 第一審訴訟審理期間

一二六丁

第二款 控訴審

第二十七表 控訴總數及審理期間

一二六丁

第二十八表 原裁判所ニ區別シタル控訴總數

一二九丁

第二十九表 控訴種類

一四八丁

第三十表 地方裁判所ニ區別シタル控訴種類

一五三丁

第三十一表 控訴金額價額階級

一六八丁

第三十二表 控訴審理期間

一七一丁

第三款 抗告審

第三十三表 抗告總數

一七二丁

第三十四表	抗告申立ノ要旨	一八六丁
第四款	破産事件	
第三十五表	破産總數及復權申立件數	一八九丁
第三十六表	破産終局人員債權額及費用額	一九四丁
第三十七表	破産終局債權額階級	一九七丁
第三十八表	辨償ヲ受ケ又ハ配當ニ加ハリタル債權額及償還額	二〇〇丁
第三十九表	破産者職業別	二〇三丁
第四十表	支拂猶豫申立件數	二〇三丁
第五款	非訟事件	
第四十一表	非訟事件ノ總數及種別	二〇四丁
第四部	區裁判所	
第一款	和解及督促事件	
第四十二表	和解事件ノ總數	二一二丁
第四十三表	和解事件ノ種別	二二七丁
第四十四表	督促事件ノ總數	二三二丁
第四十五表	督促事件ノ種別	二四九丁
第二款	第一審	
第四十六表	第一審訴訟總數及審理期間	二五三丁

第四十七表	第一審訴訟種別	二七〇丁
第四十八表	區裁判所ニ區別シタル第一審訴訟種別	二七七丁
第四十九表	第一審訴訟金額價額階級	三六八丁
第五十表	第一審訴訟審理期間	三八五丁
第三款	抗告	
第五十一表	身分登記及戶籍ニ關スル抗告總數	三八六丁
第四款	強制執行	
第五十二表	強制執行總數及種別	三九一丁
第五十三表	強制執行終局人員債權額及費用額	四〇八丁
第五十四表	強制執行終局債權額階級	四二五丁
第五十五表	配當ニ加ハリタル債權額及償還額	四四二丁
第五款	家資分散	
第五十六表	家資分散件數人員債權額及復權申立件數	四五九丁
第五十七表	家資分散債權額階級	四七二丁
第五十八表	家資分散者職業別	四八三丁
第六款	非訟事件	
第五十九表	非訟事件ノ總數及種別	四八五丁
第五部	執達吏、公證人及確定日附事件	五

第一款 執達吏事務	
第六十表 執達吏事務總數及種別	五〇四丁
第六十一表 強制執行件數人員債權額及費用額	五二一丁
第六十二表 強制執行終局債權額階級	五三八丁
第六十三表 執達吏手数料	五五五丁
第二款 公證人事務	
第六十四表 公正證書ノ員數及手数料	五七三丁
第三款 確定日附事件	
第六十五表 確定日附ヲ附シタル私書證書ノ員數及手数料	五七六丁
第六部 外國人ニ關スル訴訟	
第六十六表 外國人ニ關スル第一審訴訟	六〇八丁
第六十七表 外國人ニ關スル控訴	六一〇丁
第六十八表 外國人ニ關スル上告	六一一丁

第二十七民事統計年報

民事統計要旨

第一部 大審院

新ニ受理シタル訴訟八百四十九件之ニ舊受二百八十二件ヲ加フレハ合計千百三十一件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ新受三十二件ヲ減シ舊受二十件ヲ増加セリ

終局シタル訴訟九百五十二件終局セサルモノ百七十九件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ終局九十一件ヲ増加シ終局セサルモノ百三十三件ヲ減シタリ

前記件數中上告及抗告ヲ區別シ更ニ之ヲ詳述セハ左ノ如シ

上告

新ニ受理シタル上告五百八十九件之ニ舊受二百七十二件ヲ加フレハ合計八百六十一件ニシテ終局シタルモノ七百件終局セサルモノ百六十一件ナリ

終局區別ヲ舉ケレハ判決六百十五取下八十五トス

上告判決中原判決ヲ破毀シタルモノ百七十八(原裁判所ニ差戻シタルモノ百四十他裁判所ニ移送シタルモノ十三本院判決ヲ爲シタルモノ二十五)上告ヲ棄却シタルモノ四百三十七ナリ

終局シタル訴訟ノ種類ヲ區別スレハ人事ニ關スルモノ三十一件土地ニ關スルモノ百六十四件建物船舶ニ關スルモノ十四件金銀ニ關スルモノ三百七十三件米穀ニ關スルモノ八件物品ニ關スルモノ十二件證券ニ關スルモノ十三件其他雜事ニ屬スルモノ八十五件ナリ

新ニ受理シタル上告中財産權上ノ請求ニ關スルモノ五百五十三件ニシテ其内金銀ノ債權ニ關スルモノ、金額

六拾壹萬千參百參拾參圓七拾五錢八厘金額ニ見積り得ヘキ物ニ關スルモノ、價額四拾萬四千八拾圓五拾錢七厘ナリ

訴訟物ノ價額階級ハ百圓以内二十件貳百五拾圓以内百三十四件五百圓以内百十五件七百五拾圓以内四十四件千圓以内六十二件貳千五百圓以内九十二件五千圓以内四十六件壹萬圓以内二十三件壹萬圓以上十七件ナリ
審理期間ヲ區別スレハ受理シタルヨリ三月以内ニ終局シタルモノノ百四十九件六月以内三百三十九件一年以内百九十九件二年以内十件二年以上三件又未終局ノ期間ハ三月以内九十四件六月以内三十七件一年以内二十三件二年以内二件二年以上五件ナリ

以上列記シタル各事項ヲ前年度ノ分ニ比較スレハ左表ノ如シ

種別	三十四年		三十三年		三十三年ヨリ	
	受	受	受	受	増	減
舊受	二七二	二五四	一八	五六		
新受	五八九	六四五		三八		
總數	八六一	八九九				
終局	七〇〇	六二七	七三			
未終局	一六一	二七二	七	一一		
判決	六二五	五三八	七			
取	八五	八九				
計下	七〇〇	六二七	七三			

訴訟種類	訴訟物ノ價額		訴訟種類	訴訟物ノ價額
	金額ノ積算ニ關スルモノ	金額ニ見積り得ヘキ物ニ關スルモノノ價額		
人事	三一	四〇	人事	一、六四七、七八二、九八九
土地	一六四	一六三	土地	三、一五七、三三七
船舶	一四	一五	船舶	一、六七九、三五六、三六四
建築	三七三	二九九	建築	
金銀	八	一一	金銀	
米穀	二二	六	米穀	
物品	二二	六	物品	
證券	八五	八八	證券	
雜物	七〇〇	六二七	雜物	
計	一、〇一五、四一四、二六五	二、六九四、七七〇、六二九	計	
百圓以内	二〇	三七	百圓以内	
貳百五拾圓以内	一三四	九七	貳百五拾圓以内	
五百圓以内	一一五	一一二	五百圓以内	
七百五拾圓以内	四四	七一	七百五拾圓以内	
千圓以内	六二	四九	千圓以内	
貳千五百圓以内	九二	八五	貳千五百圓以内	
五千圓以内	四六	四七	五千圓以内	
壹萬圓以内	二二	一三	壹萬圓以内	
壹萬圓以上	一七	二二	壹萬圓以上	
計	一、四九	五、四一	計	
三月以内	一四九	九二	三月以内	

種別	終局審理期間				未終局期間			
	六月	一年	二年	計	三月	六月	一年	二年
三十四年	三三九	一九九	一〇三	七〇〇	九四	三七	二二	一六一
三十三年	二六七	二四五	一六一	六二七	二一八	八三	六〇	二七二
増	七二			七三				
減								
三十二年ヨリ	四六	四六	四	九六	二四	四六	三七	一一

各控訴院ノ第二審判決ニ對スル上告ノ比例ハ其判決百ニ對シ上告ヲ爲シタルモノノ二十五上告ヲ爲サ、ルモノノ七十五又上告ノ結果ハ上告判決百ニ對シ原判決ヲ破毀シタルモノノ二十八上告ヲ棄却シタルモノノ七十二トス
(再審ノ訴ハ之ヲ除ク)
 前項ノ比例ヲ各控訴院ニ區別セハ左表ノ如シ

控訴院名稱	第二審判決數	上告新受件數	第二審判決百ニ對スル比例		破毀棄却
			上告ヲ爲レタルモノ	上告ヲ爲ササルモノ	
東京控訴院	七九七	二三八	二九九	七〇二	二二三
大阪控訴院	六〇四	一三九	二三〇	七七〇	三三三
名古屋控訴院	一八四	五八	三一五	六八五	二二四
廣島控訴院	二四二	三三	一三六	八六四	三一〇
長崎控訴院	一九九	三五	一七六	八二四	五一四
宮城控訴院	一九二	四八	二五〇	七五〇	二六九
函館控訴院	一〇九	三〇	二七五	七二五	三三〇

抗告

新ニ受理シタル抗告二百六十件之ニ舊受十件ヲ加フレハ合計二百七十件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ新受二十四件舊受二件ヲ増加セリ
 終局シタルモノ二百五十二件終局セサルモノ十八件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ終局十八件未終局八件ヲ増加セリ
 終局區別ヲ舉クレハ前裁判ヲ廢棄シタルモノハ抗告ヲ棄却シタルモノ二百三十七取下七ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ廢棄一ヲ減シ棄却二十取下一ヲ増加セリ(其他ノ結果前年ニアルモノ本年ニナレ)

第二部控訴院

新ニ受理シタル訴訟四千九百七十五件之ニ舊受二千六百九十二件ヲ加フレハ合計七千六百六十九件ニシテ之

ヲ前年ニ比較スレハ新受三百七十六件舊受四百二十四件合計八百件ヲ増加セリ
 終局シタル訴訟四千六百三件終局セサルモノ三千六十六件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ終局四百二十六件未
 終局三百七十四件ヲ増加セリ

前記件數中控訴、上告、抗告、特別訴訟ヲ區別シ更ニ之ヲ詳述セハ左ノ如シ

控訴

新ニ受理シタル控訴三千五百五十一件之ニ舊受二千四百三十件ヲ加フレハ合計五千九百八十一件ニシテ終局
 シタルモノ三千二百十八件終局セサルモノ二千七百六十三件ナリ

終局區別ヲ舉ケレハ判決二千三百三十二命令二十一取下八百六十二和解三トス
 控訴判決中原判決ヲ廢棄シタルモノ七百五十八控訴ヲ棄却シタルモノ千五百七十四ナリ

終局シタル訴訟ノ種類ヲ區別スレハ人事ニ關スルモノ八百八十一件土地ニ關スルモノ四百五十六件建物船舶ニ
 關スルモノ五十二件金錢ニ關スルモノ千七百七十七件米穀ニ關スルモノ三十九件物品ニ關スルモノ九十四件
 證券ニ關スルモノ六十二件其他雜事ニ屬スルモノ五百五十七件ナリ

新ニ受理シタル控訴中財産權上ノ請求ニ關スルモノ三千百十六件ニシテ其內金錢ノ債權ニ關スルモノ、金額
 貳百五拾壹萬千四百七拾六圓六拾六錢四厘金額ニ見積リ得可キ物ニ關スルモノ、價額貳百貳拾九萬四千六百
 六拾四圓九拾八錢四厘ナリ

訴訟物ノ價額階級八百圓以内百二十三件貳百五拾圓以内九百九十二件五百圓以内七百三十七件七百五拾圓以
 內二百六十件千圓以内二百五十七件貳千五百圓以内四百二十九件五千圓以内百五十九件壹萬圓以内七十九件
 壹萬圓以上八十件ナリ

審理期間ヲ區別スレハ受理シタルヨリ三月以内ニ終局シタルモノ八百一件六月以内八百四十六件一年以内八
 百九十二件二年以内五百七十七件二年以上百二件又未終局ノ期間ハ三月以内七百二十四件六月以内五百三十
 八件一年以内八百十九件二年以内四百七十九件二年以上二百三件ナリ
 以上列記シタル各事項ヲ前年度ノ分ニ比較スレハ左表ノ如シ

種別	三十四年		三十三年		三十三年ヨリ	
	増	減	増	減	増	減
舊受	21,430	21,060	3,370			
新受	3,551	3,373	178			
總數	5,981	5,433	548			
終局	3,218	3,003	215			
未終	2,763	2,430	333			
判決	2,333	2,133	200			
命令	22	5	17			
和解	862	772	90			
取和	3	4	1			
人命	3,218	3,003	215			
人	181	196	15			
土地	456	430	26			
建物	52	33	19			
船舶						

種別	三十四年		三十三年		増減
	三十四年	三十三年	三十四年	三十三年	
金	一七七七	一六四二	一三五		
米	三九	三七	二		
物	九四	五九	三五		
雜	六二	五九	三		
證	五五七	五四七	一〇		
計	三二二八	三〇〇三	二二五		
金	二五二、四七六、六六四	二八四八、三〇〇、一六〇	五八〇、〇五七、一八〇		
米	二二九四、六六四、九八四	一、七一四、六〇七、八〇四	二四三、三三三、六八四		
物	四八〇六、一四一、六四八	四、五六二、九〇七、九六四	二四三、三三三、六八四		
雜	一一三	一一一	二		
證	九九二	九五八	三四		
計	七三七	七二七	一〇		
金	二六〇	二八一	二〇		
米	二五七	一九九	五八		
物	四二九	三四五	八四		
雜	一五九	一七二	一三		
證	七九	七六	三		
計	八〇	五九	二二		
金	三、一六	二、九一八	一九八		

未終局期間	終局審理期間	
	三 月 以 内	六 月 以 内
三 月 以 内	八〇一	九二〇
六 月 以 内	八四六	八四〇
一 年 以 内	八九二	八〇九
二 年 以 内	五七七	三八一
三 年 以 内	一〇二	五三
計	三二二八	三、〇〇三
三 月 以 内	七二四	七九四
六 月 以 内	五三八	四五六
一 年 以 内	八一九	六七八
二 年 以 内	四七九	三六六
三 年 以 内	二〇三	一三六
計	二七六三	二、四三〇

各地方裁判所ノ第一審判決ニ對スル控訴ノ比例ハ其判決百ニ對シ控訴ヲ爲シタルモノノ二十二控訴ヲ爲サ、ル
 モノ七十八又控訴ノ結果ハ控訴判決百ニ對シ原判決ヲ廢棄シタルモノノ三十三控訴ヲ棄却シタルモノノ六十七ト
 ス(再審ノ訴ハ
 之ヲ除ク)

前項ノ比例ヲ各控訴院ニ區別セハ左表ノ如シ

東京控訴院	控訴院名稱		第一審判決百ニ對スル比例	廢棄棄却
	第一審判決數	控訴訴案件數		
五四七九	一一二四	二〇五	七九五	三四四
				六五六

控訴院名稱	第一審判決數	控訴新受件數	第一審判決百ニ對スル比例		控訴判決百ニ對スル比例
			控訴ヲ爲レタルモノ	控訴ヲ爲ササルモノ	
大阪控訴院	四五九六	九九四	二二六	七八四	三一八
名古屋控訴院	九二五	二五五	二七六	七二四	二八三
廣島控訴院	一一七三	二七六	二三五	七六五	三〇〇
長崎控訴院	二二三九	四四九	一九二	八〇八	三二七
宮城控訴院	一四七四	三二五	二二四	七八六	三六五
函館控訴院	四六八	一一七	二七一	七二九	二七五

上告

新ニ受理シタル上告六百八十三件之ニ舊受二百十三件ヲ加フレハ合計八百九十六件ニシテ終局シタルモノ六百五十三件終局セサルモノ二百四十三件ナリ

終局區別ヲ舉クレハ判決四百三十取下一百二十三トス

上告判決中原判決ヲ破毀シタルモノ百四十(原裁判所ニ差戻シタルモノ百五他裁判所ヘ移送シタルモノ二十三本院判決ヲ爲シタルモノ十二)上告ヲ棄却シタルモノ二百九十ナリ

終局シタル訴訟ノ種類ヲ區別スレハ土地ニ關スルモノ百二十一件建物ニ關スルモノ二十二件金錢ニ關スルモノ三百五十四件米穀ニ關スルモノ二十四件物品ニ關スルモノ十九件證券ニ關スルモノ五件其他雜事ニ屬スルモノ百八件ナリ

新ニ受理シタル上告中財産權上ノ請求ニ關スルモノ六百六十九件ニシテ其内金錢ノ債權ニ關スルモノ、金額

貳萬千六百貳拾六圓九錢金額ニ見積リ得可キ物ニ關スルモノ、價額壹萬七千參百四拾貳圓四拾九錢七厘ナリ

訴訟物ノ價額階級ハ貳拾圓以内二百十件五拾圓以内百七十五件七拾五圓以内九十九件百圓以内百六十五件百圓以上二十件ナリ

審理期間ヲ區別スレハ受理シタルヨリ三月以内ニ終局シタルモノ三百三件六月以内二百三十三件一年以内百十二件二年以内五件又未終局ノ期間ハ三月以内九十四件六月以内二十五件一年以内百十三件二年以内五件二年以上六件ナリ

以上列記シタル各事項ヲ前年度ノ分ニ比較スレハ左表ノ如シ

種別	三十四年		三十三年		三十三年ヨリ	
	總數	新受	總數	新受	増	減
舊受	二二三	一八六	一八九	二七		
新受	六八三	六一九	六〇五	六四		
總數	八九六	二〇五	八〇五	九二		
終局	六五三	五九二	六二			
未終	二四三	二二三	三〇			
終局	四三〇	三九九	三二			
未終	二二三	一九三	三〇			
總數	六五三	五九二	六二			
終局	二二三	一九三	三〇			
未終	四三〇	三九九	三二			
總數	六五三	五九二	六二			
終局	二二三	一九三	三〇			
未終	四三〇	三九九	三二			
總數	六五三	五九二	六二			
終局	二二三	一九三	三〇			
未終	四三〇	三九九	三二			
總數	六五三	五九二	六二			
終局	二二三	一九三	三〇			
未終	四三〇	三九九	三二			
總數	六五三	五九二	六二			

種別	三十四年		三十三年		増減	三十三年ヨリ
	増	減	増	減		
建金	三三	三九	三九	一七		
米穀	三五四	三三九	三三九			
物	二四	一八	一八			
雜	一九	一六	一六			
證	五	四	四			
計	一〇八	一〇四	一〇四			
金	六五三	五九二	五九二			
錢ノ債權ニ開スルモ	二、二六三、〇九〇	二、二五九、二七九	二、二五九、二七九			
ノ金額ニ見積リ得可キ物	一七、三四、四九七	一七、七三、二六二	一七、七三、二六二			
ニ開スルモノノ價額	三、八九、六八、五八七	三、八九、九一、五四一	三、八九、九一、五四一			
計	二二〇	二一九	二一九			
貳拾圓以內	一七五	一九八	一九八			
五拾圓以內	九九	八六	八六			
七拾五圓以內	一六五	一五三	一五三			
百圓以內	二〇	二五	二五			
百圓以上	六六九	五八〇	五八〇			
計	三〇三	三三八	三三八			
三	三三三	一七三	一七三			
六	一一二	六六	六六			
一	一一二	六六	六六			
終局審理期間						

未終局期間	二二		三三		六六		一一		二二	
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
計	二	二	三	三	六	六	一	一	二	二
上	二	二	三	三	六	六	一	一	二	二
内	二	二	三	三	六	六	一	一	二	二
内	二	二	三	三	六	六	一	一	二	二
内	二	二	三	三	六	六	一	一	二	二
計	二	二	三	三	六	六	一	一	二	二

各地方裁判所ノ第二審判決ニ對スル上告ノ比例ハ其判決百ニ對シ上告ヲ爲シタルモノノ十四上告ヲ爲サ、ルモノノ八十六又上告ノ結果ハ上告判決百ニ對シ原判決ヲ破毀シタルモノノ三十三上告ヲ棄却シタルモノノ六十七トス
 (再審ノ訴ハ之ヲ除ク)
 前項ノ比例ヲ各控訴院ニ區別セハ左表ノ如シ

控訴院名稱	第二審判決數	上告新受件數	第二審判決百ニ對スル比例		上告判決百ニ對スル比例	
			上告ヲ爲レタルモノ	上告ヲ爲ササルモノ	破毀	棄却
東京控訴院	一三六八	一八九	一三八	八六二	二四八	七五二
大阪控訴院	一一一九	一五四	一三八	八六二	五〇〇	五〇〇
名古屋控訴院	二二二	四七	二〇三	七九七	五三三	四六七
廣島控訴院	三五八	三九	一〇九	八九二	四五〇	五五〇

控訴院名稱	第二審判決數		上告新受件數		第二審判決百ニ對スル比例		上告判決百ニ對スル比例	
	上告ヲ爲レタルモノ	上告ヲ爲ササルモノ	上告ヲ爲レタルモノ	上告ヲ爲ササルモノ	破産	毀棄	却却	
長崎控訴院	九九六	一六四	一六五	八三五	四〇・八	五九・二		
宮城控訴院	六〇一	六八	一一三	八八七	二四・二	七五・九		
函館控訴院	一六一	三三	一三七	八六三	二三・五	七六・五		

抗告

新ニ受理シタル抗告七百四十二件之ニ舊受四十八件ヲ加フレハ合計七百九十件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ新受百三十三件舊受二十七件合計百六十件ヲ増加セリ

終局シタルモノ七百三十件終局セサルモノ六十件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ終局百四十八件未終局十二件ヲ増加セリ

終局區別ヲ舉クレハ前裁判ヲ廢棄シタルモノ百十四抗告ヲ棄却シタルモノ五百八十取下二十一其他ノ結果十五ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ廢棄十七棄却百十取下十四其他ノ結果七ヲ増加セリ

特別訴訟

新ニ受理シタル議員選舉ニ關スル訴訟一件之ニ舊受一件ヲ加フレハ合計二件ニシテ其結果ハ總テ終局セリ
終局審理期間ハ三月以内一件二年以上一件ナリ

第三部地方裁判所

新ニ受理シタル事件四萬九百七十二件之ニ舊受一萬千六百一十一件ヲ加フレハ合計五萬二千五百二十三件ニシテ

之ヲ前年ニ比較スレハ新受四千四百九十三件舊受千三百四十三件合計五千八百三十六件ヲ増加セリ

終局シタルモノ三萬九千三百二十件終局セサルモノ一萬三千二百三十三件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ終局四千二百八十件未終局千五百五十六件ヲ増加セリ

前記件數中第一審訴訟、控訴、抗告、破産事件、非訟事件ヲ區別シ更ニ之ヲ詳述セハ左ノ如シ

第一審訴訟

新ニ受理シタル第一審訴訟三萬二千二百九十四件之ニ舊受八千八百三十一件ヲ加フレハ合計四萬千二百二十五件ニシテ終局シタルモノ三萬九百三十七件終局セサルモノ一萬八百八十八件ナリ

終局區別ヲ舉クレハ判決一萬六千四百五十九(内對席裁判九千六百八十一關席裁判六千七百七十八)取下七千二百十二和解百六十四其他ノ結果七千二百二トス

終局シタル訴訟ノ種類ヲ區別スレハ人事ニ關スルモノ三千二百八十三件土地ニ關スルモノ二千二百十三件建物船舶ニ關スルモノ三百四十件金錢ニ關スルモノ一萬四千三百八十七件未決ニ關スルモノ二百八十五件物品ニ關スルモノ五百五十二件證券ニ關スルモノ三百九十九件其他雜事ニ屬スルモノ九千四百七十八件ナリ

新ニ受理シタル訴訟中財產權上ノ請求ニ關スルモノ二萬千七百三十三件ニシテ其内金錢ノ債權ニ關スルモノ、金額千六百參萬六千八百四拾七圓九拾七錢金額ニ見積リ得キキ物ニ關スルモノ、金額六百八拾萬五千四百參拾八圓八錢參厘ナリ

訴訟物ノ價額階級ハ百圓以内二百十五件貳百五拾圓以内九千四百五十四件五百圓以内五千五百二十五件七百五拾圓以内千七百五十件千圓以内千四百三十三件貳千五百圓以内千八百九十四件五千圓以内七百八十二件壹萬圓以内三百六十六件壹萬圓以上二百八十四件ナリ

審理期間ヲ區別スレハ受理シタルヨリ三月以内ニ終局シタルモノニ萬四千百三十件六月以内三千六百六十七件一年以内千八百八件二年以内千二百二十八件二年以上二百四件又未終局ノ期間ハ三月以内五千四百十七件六月以内千四百三十六件一年以内千七百五十三件二年以内九百六十四件二年以上六百十八件ナリ
以上列記シタル各事項ヲ前年度ノ分ニ比較スレハ左表ノ如シ

種別	三十三年		三十三年ヨリ	
	増	減	増	減
總新舊	八八三一	七七八三	一〇四八	
受受	三三、二九四	二八、五五六	三、七三八	
內數	四一、二五五	三六、三三九	四、七八六	
終未	三〇、九三七	二七、四六六	三、四七一	
終未	一〇、一八八	八、八七三	一、三一五	
判決	一六、四五九	一四、八五五	一、六〇四	
取和	七、二二二	六、五三九	六、七三	
其他ノ結果	一六四	一五六	八	
人地	七、一〇二	五、九一六	一、一八六	
土人	三〇、九三七	二七、四六六	三、四七一	
建船	三、二八三	三、三四九		
	二、二二三	一、九六六		
	三、四〇	三、四		
計				六六

終局審理期間	訴訟種類	訴訟物ノ價額	訴訟物ノ價額階級ノ													
			金	米	雜物	證物	雜	計	金	米	雜物	證物	雜	計		
三年以内	金	金	百圓以内	二百圓以内	五百圓以内	七百五十圓以内	千圓以内	二千五百圓以内	五千圓以内	壹萬圓以上	壹萬圓以上	計	三	六	一	二
六月以内	米	米	九四五四	五五二五	一、七五〇	一、四三三	一、八九四	七八二	三六六	二八四	二、七〇三	二、七〇三	二、七〇三	二、七〇三	二、七〇三	二、七〇三
一年以内	雜物	雜物	二八五	五五二	三九九	九四七	三〇、九三七	一六、〇三六	八四七	九七〇	六、八〇五	四三八	〇、八三	二、八四二	二、八六〇	二、八五三
二年以内	證物	證物	三一〇	五二三	三六四	八、四二六	二七、四六六	一一、六二九	八四一	六四九	六、三〇六	八二八	四〇九	一、七九三	一、七九三	一、七九三
三年以内	雜	雜	二二五	八、一八〇	四、七七八	一、五六一	一、一九一	一、七二二	六四一	二九四	二〇八	一、八八一	二、一五〇	二、一五〇	二、一五〇	二、一五〇
計	計	計	一一、三三四	三、一〇	五、三三	一、〇五二	三、四七一	四、四〇七	〇、六三二	四、九八	六、〇九六	七、四	四、九〇五	六、一五	九、九五	四、九〇五
			二、一六三	二九	三五	一〇、五二	三、四七一	四、四〇七	〇、六三二	四、九八	六、〇九六	七、四	四、九〇五	六、一五	九、九五	四、九〇五
			二五													

種 別	未終局期間				
	二 年 以 上	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	二 年 以 上
三十四年	二〇四	三〇、九三七	五四一七	一、四三六	一、七五三
三十三年	一八八	二七、四六六	四、七六二	一、二七六	一、五三一
三十三年ヨリ	増	一六	三、四七一	六五五	一六〇
	減	一三一五	一、二七	一五二	二二二

控 訴

新ニ受理シタル控訴六千四百八十二件之ニ舊受二千五百三件ヲ加フレハ合計八千九百八十五件ニシテ終局シタルモノ六千四百件終局セサルモノ二千五百八十五件ナリ
 終局區別ヲ舉クレハ判決四千八百三十四命令三十四取下千五百和解三十二トス
 控訴判決中原判決ヲ廢棄シタルモノ千七百五十四控訴ヲ棄却シタルモノ三千八十ナリ
 終局シタル訴訟ノ種類ヲ區別スレハ土地ニ關スルモノ四百七十七件建物船舶ニ關スルモノ百九十九件金錢ニ關スルモノ四千四百九十四件米穀ニ關スルモノ二百三十七件物品ニ關スルモノ百七十五件證券ニ關スルモノ四十件其他雜事ニ屬スルモノ八百三十八件ナリ

新ニ受理シタル控訴中財産權上ノ請求ニ關スルモノ六千三百八十四件ニシテ其內金錢ノ債權ニ關スルモノ、金額貳拾壹萬四千八百九拾七圓參拾七錢金額ニ見積リ得可キ物ニ關スルモノ、價額拾壹萬六拾八圓參錢壹厘ナリ
 訴訟物ノ價額階級ハ貳拾圓以內二千二百七十七件五拾圓以內二千五十三件七拾五圓以內八百七十二件百圓以內千七十八件百圓以上百六十四件ナリ
 審理期間ヲ區別スレハ受理シタルヨリ三月以內ニ終局シタルモノ四千二百四十一件六月以內千二百九十九件一年以內四百七十五件二年以內三百三十三件二年以上五十二件又未終局ノ期間ハ三月以內千三百三十三件六月以內三百七十七件一年以內四百五十五件二年以內二百六十三件二年以上百八十七件ナリ
 以上列記シタル各事項ヲ前年度ノ分ニ比較スレハ左表ノ如シ

種 別	舊 受 受		新 受 受		總 計
	終 局	未 終	終 局	未 終	
三十四年	二、五〇三	六、四八二	八、九八五	六、四〇〇	二、五〇三
三十三年	二、二八五	六、二二一	八、四〇六	五、九〇三	二、二八五
三十三年ヨリ	増	二二八	三六一	五七九	二二八
	減	一六五	八	三一九	一六五

種別	三十四年		三十三年		三十三年ヨリ	
	増	減	増	減	増	減
和解計	三三	二七	二七	五		
土地	六四〇〇	五九〇三	四九七			
船舶	四一七	四四〇				
建物	一九九	二二九				
金銀	四四九四	三、九七八	五二六			
米穀	二二七	二二〇	一七			
雜物	一七五	一九二	一七			
證物	四〇	三四	六			
雜計	八三八	八一〇	二八			
計	六、四〇〇	五、九〇三	四九七			
訴訟物ノ價額	二、四八九七、三七〇	一、九二九六、一三三	二、九三六、〇四七			
金額ノ債權ニ關スルモノ、金額ノ見積リ得可キ物ニ關スルモノ、價額	一、〇〇六、八〇三	一、三六八、八四二	二、六八二、〇三八			
計	三、四九三、五七三	三、二九四、九七四	四、八八四、三三三			
訴訟物ノ價額	二、二二七	一、九四一	二七六			
貳拾圓以內	二、〇五三	一、九六九	八四			
五拾圓以內	八七二	八六五	七			
七拾五圓以內	一〇七八	一〇七五	三			
百圓以內	一六四	一九七	三七			
計	六、三八四	六、〇四七	三三七			

未終局期間	終局審理期間		未終局期間	終局審理期間	
	三六三	二二一		三六三	二二一
三月以內	四二四一	一一九九	三月以內	四二四一	一一九九
六月以內	一、二九九	四七五	六月以內	一、二九九	四七五
一年以內	三三三	五二	一年以內	三三三	五二
一年以上	六四〇〇	五、九〇三	一年以上	六四〇〇	五、九〇三
計	一、三〇三	一、二五五	計	一、三〇三	一、二五五
三月以內	三、九四四	一、一六九	三月以內	三、九四四	一、一六九
六月以內	一、二九九	四七五	六月以內	一、二九九	四七五
一年以內	三三三	五二	一年以內	三三三	五二
一年以上	六四〇〇	五、九〇三	一年以上	六四〇〇	五、九〇三
計	二、五〇三	一、二七七	計	二、五〇三	一、二七七

各區裁判所ノ第一審判決ニ對スル控訴ノ比例ハ其判決百ニ對シ控訴ヲ爲シタルモノノ十二控訴ヲ爲サ、ルモノノ八十八又控訴ノ結果ハ控訴判決百ニ對シ原判決ヲ廢棄シタルモノノ三十六控訴ヲ棄却シタルモノノ六十四トス
(再審ノ訴ハ之ヲ除ク)
 前項ノ比例ヲ各控訴院ニ區別セハ左表ノ如シ

東京控訴院	控訴院名稱		第一審判決百ニ對スル比例	廢棄	棄却
	第一審判決數	控訴新受件數			
一五九五八	一、八三七	一二五	八八五	三七六	六二四
		控訴ヲ爲シタルモノ			
		控訴ヲ爲サタルモノ			
		第一審判決百ニ對スル比例			
		控訴判決百ニ對スル比例			

控訴院名稱		第一審判決數	控訴新受件數	第一審判決百ニ對スル比例		控訴判決百ニ對スル比例	
大	名			控訴ヲ爲レタルモノ	控訴ヲ爲ササルモノ	廢棄	棄却
大阪控訴院	三九五六	一四五四	一〇四	八九六	三六三	六三七	
名古屋控訴院	二三八二	三三〇	二三九	八六二	三七二	六二八	
廣島控訴院	四二一五	四八五	一一八	八八二	三七四	六二六	
長崎控訴院	八〇〇一	一三五六	一六九	八三二	三三六	六六四	
宮城控訴院	八三四四	八一九	九八	九〇二	三五三	六四七	
函館控訴院	二二五二	二〇二	九三	九〇七	四一六	五八四	

抗告

新ニ受理シタル抗告千四百二十件之ニ對受四十四件ヲ加フレハ合計千四百六十四件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ新受四百四十一件舊受十五件合計四百五十六件ヲ増加セリ

終局シタルモノ千三百二十六件終局セサルモノ百三十八件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ終局三百六十二件未終局九十四件ヲ増加セリ

終局區別ヲ舉ケレハ前裁判ヲ廢棄シタルモノ二百六十四抗告ヲ棄却シタルモノ九百五十取下九十一其他ノ結果二十一ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ廢棄五十一棄却二百五十七取下五十八ヲ増加シ其他ノ結果四ヲ減シタリ

破産事件

新ニ破産ノ宣告ヲ爲シタル事件百六十六件(自己ノ申立ニ因ルモノ六件債權者ノ申立ニ因ルモノ百六十件)之

ニ前年度ノ分二百八件ヲ加フレハ合計三百七十四件ニシテ終局シタルモノ百三十八件終局セサルモノ二百三十六件ナリ

終局區別ヲ舉ケレハ終局計算ニ因ルモノ四十三協諾契約ニ因ルモノ二其他ノ方法ニ因ルモノ九十三トス

債權ノ申立ヲ爲シタルモノ九件ニシテ許可シタルモノ八件棄却シタルモノ一件ナリ

破産者ノ種別ハ一個人百三十一件合資會社四件株式會社三件ナリ
終局シタル破産者ノ人員百四十六人其債權者ノ人員二千三百一人(内優先權アルモノ二百三十八人通常ノモノ二千六十三人)ニシテ請求ノ金額八七拾五萬千參百參拾壹圓四拾九錢五厘(内優先權アルモノ拾四萬九千貳百八拾壹圓九拾參錢九厘通常ノモノ六拾萬貳千四拾九圓五拾五錢六厘)其費用額ハ參萬千貳百八拾貳圓六拾貳錢參厘ナリ

債權額ノ階級ハ五拾圓以内四件百圓以内七件貳百五拾圓以内十件五百圓以内二十件七百五拾圓以内十九件千圓以内十六件貳千五百圓以内二十九件五千圓以内九件壹萬圓以内九件壹萬圓以上十四件ナリ

辨償ヲ受ケ又ハ配當ニ加ハリタル債權額五拾四萬八千貳百參拾貳圓六拾參錢四厘(内優先權アルモノ拾參萬六千四百四拾貳圓五拾六錢通常ノモノ四拾壹萬七千五百九拾圓七錢四厘)ニシテ之ニ對スル償還額拾參萬六千九百貳拾四圓五拾七錢五厘(内優先權アルモノ九萬七千四百貳拾四圓參拾九錢八厘通常ノモノ參萬九千五百圓拾七錢七厘)ナリ即チ債權額百圓ニ對スル償還額貳拾四圓九拾七錢六厘ニシテ之ヲ優先權アルモノト通常ノモノトニ區別スレハ優先權アル債權額百圓ニ對シテハ七拾四圓五拾七錢參厘通常ノ債權額百圓ニ對シテハ九圓四拾五錢九厘ヲ償還シタル割合ナリ

債權額ニ對スル償還額ノ歩合ヲ舉ケレハ百分ノ五以下八件百分ノ十マテ七件百分ノ二十五マテ十四件百分ノ

五十マテ八件百分ノ七十五マテ二件百分ノ七十五以上六件ナリ
 以上列記シタル各事項ヲ前年度ノ分ニ比較スレハ左表ノ如シ

種別	三十四年		三十三年		増減
	三十四年	三十三年	三十四年	三十三年	
前年ノ残件	二〇八	一四七			六一
破産宣告事件	一六六	一三五			三一
總數	三七四	二八二			九二
内終	一三八	八〇			五八
未終	二三六	二〇二			三四
終局計算ニヨリ	四三	四三			〇
協賛契約ニヨリ	二	二			〇
其他ノ方法ニヨリ	九三	三五			五八
終局區別	一三八	八〇			五八
終局シタル破産者人員	一四六	八三			六三
優先権アルモノ	二三八	七三			一六六
終局シタル債権者人員	二〇六	七八			二八二
通常ノモノ	二二〇	八五			一四四
優先権アルモノ	一四九	七五			七三
終局シタル債権額	六〇二,〇四九,五五六	二七三,二五一,六九二			三二八,七九七,八六四
通常ノモノ	七五,一三三,一四九五	三四九,二五一,一三七			四〇二,〇八〇,二五八

種別	三十四年		三十三年		増減
	三十四年	三十三年	三十四年	三十三年	
優先権アルモノ	一三〇,六四二,五六〇	七四,一三三,六四〇			五六,五〇八,九二〇
通常ノモノ	四一七,五九〇,〇七四	二五一,五三三,九四五			一六六,〇五六,一三九
優先権アルモノ	五四八,三三二,六三四	三二五,六六七,五八五			二二二,五六五,〇四九
通常ノモノ	九七,四二四,三九八	四一,八三九,三六八			五五,五八五,〇三〇
優先権アルモノ	三九,五〇〇,一七七	四六,五三三,三一九			八,〇三三,二三九
通常ノモノ	一三六,九二四,五七五	八八,三七二,六八七			四八,五五一,八八八
計	一,一〇七,〇〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇,〇〇〇			四〇七,〇〇〇,〇〇〇
五拾圓以内	四	一			三
百圓以内	七	二			五
貳百五十圓以内	一〇	一			九
五百圓以内	二〇	四			一六
七百五十圓以内	一九	三			一六
千圓以内	一六	三			一三
貳千五百圓以内	二九	二			二七
五千圓以内	九	一			八
壹萬圓以内	一四	六			八
壹萬圓以上	一三七	八〇			五七

非訟事件
 新ニ受理シタル非訟事件五百五十件之ニ舊受二十五件ヲ加フレハ合計五百七十五件終局シタルモノ五百十九件終局セサルモノ五十六件ナリ
 終局シタル事件ノ區別ヲ舉ケレハ隱居廢家子ノ繼承家督相續人及親族會ニ關スル事件四會社ニ關スル事件五

十五其他ノ事件四百六十トス

第四部區裁判所

新ニ受理シタル事件六十四萬五千七百二十一件之ニ舊受二萬二千四百二十九件ヲ加フレハ合計六十六萬八千五百五十件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ新受十萬二千二百六十七件舊受二百七十七件合計十萬二千五百四十四件ヲ増加セリ

終局シタル事件六十四萬四百八十二件終局セサルモノ二萬七千六百六十八件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ終局九萬七千五百八十件未終局四千九百六十四件ヲ増加セリ(家資分散ニ關スル事件ハ新受舊受ノ調ナキヲ以テ舊受ノ日數ヲ新受及終局ニ算入セリ)

前記件數中和解事件、督促事件、第一審訴訟、身分登記及戶籍ニ關スル抗告、強制執行、家資分散ニ關スル事件、非訟事件ヲ區別シ更ニ之ヲ詳述セハ左ノ如シ

和解事件

新ニ受理シタル和解事件三千百十三件之ニ舊受百七件ヲ加フレハ合計三千二百二十件ニシテ終局シタルモノ三千百二十件終局セサルモノ百件ナリ

終局區別ヲ舉クレハ和解調和四百九十八和解不調千八百十四取下七百六十一却下四十七トス

和解調和ノ種類ヲ區別スレハ人事ニ關スルモノ二十九件土地ニ關スルモノ六十七件建物船舶ニ關スルモノ二十一件金錢ニ關スルモノ二百四十二件米穀ニ關スルモノ十四件物品ニ關スルモノ五十九件證券ニ關スルモノ十一件其他雜事ニ屬スルモノ五十五件ナリ

以上列記シタル各事項ヲ前年度ノ分ニ比較スレハ左表ノ如シ

種別	三十四年		三十三年		三十三年ヨリ	
	増	減	増	減	増	減
總新舊受受	107	310	3113	310	113	808
內數	3110	4141	3110	92	92	92
終局	3110	4031	3110	10	10	10
和解調和	100	110	100	10	10	10
和解不調	498	670	498	172	172	172
人事	184	224	184	40	40	40
土地	761	1092	761	331	331	331
建物	47	55	47	8	8	8
船舶	3110	4031	3110	92	92	92
物品	29	44	29	15	15	15
米穀	67	92	67	24	24	24
金錢	22	49	22	28	28	28
證券	242	289	242	47	47	47
雜物	14	22	14	7	7	7
和種	59	64	59	5	5	5
和種	11	27	11	16	16	16
和種	55	85	55	30	30	30
和種	498	670	498	172	172	172

督促事件

新ニ受理シタル督促事件三十二萬二千八百五十四件之ニ舊受三件ヲ加フレハ合計三十二萬二千八百五十七件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ新受六萬五千五百六件ヲ増加シ舊受一件ヲ減シタリ

終局シタルモノ三十二萬二千八百二十三件終局セサルモノ三十四件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ終局六萬五千四百七十四件未終局三十一件ヲ増加セリ

終局區別ヲ舉クレハ支拂命令三十二萬二千二百四十二部下二百六十七取下三百十四ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ支拂命令六萬五千七百十五ヲ増加シ却下百四十一取下百ヲ減シタリ

終局シタル事件ノ種類ヲ區別スレハ一定ノ金額ニ關スルモノ三十一萬三千七百四十四件代替物ニ關スルモノ八千七百六十三件有價證券ニ關スルモノ三百十六件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ一定ノ金額六萬三千八百七十七件代替物千五百十八件有價證券七十九件ヲ増加セリ

支拂命令ニ對シ異議ノ申立ヲ爲シタルモノ六萬六百九十一件執行ヲ命令シタルモノ七萬三千六百九十六件ナリ

第一審訴訟

新ニ受理シタル第一審訴訟十六萬四千四百四十二件之ニ舊受一萬六千五百八十七件ヲ加フレハ合計十八萬七百二十九件ニシテ終局シタルモノ十六萬五千一百一十一件終局セサルモノ二萬六百七十八件ナリ

終局區別ヲ舉クレハ判決五萬四千九百八(内對席二萬五千三百三十九關席二萬九千七百六十九)取下二萬七千三百八十六和解二千六百九十八其他ノ結果七萬五千五百九十九トス

終局シタル訴訟ノ種類ヲ區別スレハ土地ニ關スルモノ二千二百七十四件建物船舶ニ關スルモノ二千六百七十

三件金銀ニ關スルモノ七萬七百十六件米穀ニ關スルモノ三千三百五十四件物品ニ關スルモノ三千二百二十二件證券ニ關スルモノ三百七十五件其他雜事ニ屬スルモノ七萬七千四百三十七件ナリ

新ニ受理シタル第一審訴訟中財産權上ノ請求ニ關スルモノ九萬五千四百七十一件ニシテ其内金銀ノ債權ニ關スルモノ、金額貳百九拾七萬貳千九百參拾六圓四拾九錢參厘金額ニ見積リ得可キ物ニ關スルモノ、價額九拾七萬貳千六拾五圓六拾四錢四厘ナリ

訴訟物ノ價額階級ハ貳拾圓以内四萬千三百三十六件五拾圓以内三萬八百六十八件七拾五圓以内一萬三百九十九件百圓以内一萬千二百九十七件百圓以上千五百七十一件ナリ

審理期間ヲ區別スレハ受理シタルヨリ三月以内ニ終局シタルモノ十五萬千三百二十六件六月以内三千五百七十二件一年以内二千九百九十九件二年以内二千八百二十九件二年以上百二十五件又未終局ノ期間ハ三月以内一萬三千三百三十二件六月以内二千六百二十一件一年以内三千三百七十五件二年以内七百九十九件二年以上五百七十一件ナリ

以上列記シタル各事項ヲ前年度ノ分ニ比較スレハ左表ノ如シ

種 別	三十四年		三十三年		三十三年ヨリ	
	舊受	新受	舊受	新受	增	減
總數	一六,五八七	一八〇,七二九	一六,六七二	一五五,一八一	二五,六三三	八四
	一六四,一四三	一八〇,七二九	一三八,五一〇	一五五,一八一	二五,五四八	

種別	三十四年		三十三年		三十三年ヨリ	
	増	減	増	減	増	減
終局區別	160051	138384	21667			
内終局	20678	16797	3881			
未終局	54908	49068	5840			
取判	27386	26038	1348			
和解	2698	2358	340			
其他ノ結果	75059	60920	14139			
土地	160051	138384	21667			
建物	2274	2529				
金	2673	2730				
米	70716	62525	8191			
証券	3354	3415				
雜物	3333	2996	336			
雜	375	395				
計	77437	63794	13643			
訴訟物ノ價額	160051	138384	21667			
金銀ノ債權ノ附スルモノ	2972, 936, 493	2475, 742, 843	497, 193, 650			
金銀ノ見積リ得可キ物	972, 065, 644	916, 263, 735	55, 801, 909			
金銀ノ見積リ得可キ物	3, 945, 002, 337	3, 392, 006, 578	552, 995, 559			
計	41, 336	35, 935	5, 401			

訴訟物ノ價額階級	三十四年		三十三年		増減
	三三	二二	三三	二二	
五十圓以内	30, 868	10, 399	25, 719	1, 391	
七拾五圓以内	11, 297	1, 571	9, 551	1, 746	
百圓以内	95, 471	1, 571	1, 419	152	
計	151, 336	35, 935	138, 384	17, 952	
終局審理期間	3三	二二	三三	二二	
三三	160051	10105	21667		
二二	13312	2241	380		
一一	2621	3083	293		
三三	3375	806	九		
二二	799	562			
一一	571	16, 797	3, 881		
計	20678	16797	3881		

身分登記及戸籍ニ關スル批告
 新ニ受理シタル身分登記及戸籍ニ關スル批告八十六件之ニ對受二件ヲ加フレハ合計八十八件ニシテ終局シタルモノ八十二件終局セサルモノ六件ナリ
 終局區別ヲ舉ケレハ決定六十取下十其他ノ結果十二トス

強制執行

新ニ受理シタル強制執行ニ關スル事件二萬二十件之ニ舊受三千四百十四件ヲ加フレハ合計二萬三千四百三十四件ニシテ終局シタルモノ一萬九千二百六十八件終局セサルモノ四千六百六十六件ナリ
 終局區別ヲ舉ケレハ配當手續六百三十六強制競賣八千二百八十強制管理二十九債權及有體物ノ請求差押四千八百八十強制執行ニ關スル自餘ノ申立五千四百四十三トス
 終局シタル債務者ノ人員一萬五千二百十六人其債權者ノ人員二萬二千二百五十五人(内優先權アルモノ一萬四百二十二)人通常ノモノ一萬八百三十三人)ニシテ請求ノ金額八千六百八拾八萬參千五百參拾壹圓拾八錢六厘(内優先權アルモノ六百參拾八萬七千貳百參拾七圓四拾貳錢七厘通常ノモノ千四拾九萬六千貳百九拾參圓七拾五錢九厘)而シテ執行ニ關スル費用額ハ六萬九千九百參圓七拾五錢八厘ナリ
 債權額ノ階級ハ五拾圓以内二千三百五十八件百圓以内千八百四十六件貳百五拾圓以内二千六百八十三件五百圓以内二千八十六件七百五拾圓以内千三十八件千圓以内六百八十五件貳千五百圓以内千六百二十九件五千圓以内八百三十七件壹萬圓以内四百五拾壹萬圓以上二百五十八件ナリ
 配當ニ加ハリタル債權額五百八拾參萬八千九百八拾五圓九錢參厘(内優先權アルモノ參百五拾萬參千參百五拾壹圓六錢參厘通常ノモノ貳百參拾參萬五千六百參拾四圓參錢)ニシテ之レニ對スル償還額ハ貳百參拾七萬四千貳拾四圓參拾九錢七厘(内優先權アルモノ貳百貳萬千八百參拾參圓四拾六錢六厘通常ノモノ參拾五萬貳千九百九拾圓九拾參錢參厘)ナリ即チ債權額百圓ニ對スル償還額ハ四拾圓六拾五錢八厘ニシテ之ヲ優先權アルモノト通常ノモノトニ區別スレハ優先權アル債權額百圓ニ對シテハ五拾七圓七拾壹錢參厘通常ノ債權額百圓ニ對シテハ拾五圓七錢九厘ヲ償還シタル割合ナリ

債權額ニ對スル償還額ノ歩合ヲ舉ケレハ百分五ノ以下三百六十二件百分ノ十マテ三百三十五件百分ノ二十五マテ六百二十八件百分ノ五十マテ九百十三件百分ノ七十五マテ千三百三十二件百分ノ七十五以上千六百七十七件ナリ
 以上列記シタル各事項ヲ前年度ノ分ニ比較スレハ左表ノ如シ

種別	三十四年		三十三年		三十三年ヨリ	
	總數	新舊受	總數	新舊受	増	減
終局區別	三,四一四	二,〇〇〇	三,二四一	一,七三三		
終局	三,四一四	二,〇〇〇	三,二四一	一,七三三		
未終局	一九,二六八	一三,四三四	一九,一五〇	四,二八四		
配當手續	四,一六六	一,九二六	三,四六七	六九九		
強制競賣	六三六	二九	五九三	四三		
強制管理	八,二八〇	二九	七,〇五八	一,二二二		
債權及有體物ノ請求差押執行ニ關スル自餘ノ申立	四,八八〇	二九	三,九七九	九〇一		
計	五,四四三	二九	四,〇二九	一,四一四		
終局シタル債務者人員	一五,二一六	一〇,四三三	一五,六八三	二,四四九		
優先權アルモノ	一〇,四三三	八,七八四	一〇,四三三	一,六三八		

種別	三十四年		三十三年		三十三年ヨリ	
	増	減	増	減	増	減
終局シタル債権者人員	一〇,八三三	九,三二八	一,五〇五			
通常ノモノ	二二,二五五	一八,一一二	三,一四三			
優先権アルモノ	六,三八七,三三七	五,四〇二,五九二	九八四,六四四			
計	一〇,四九六,二九三	九,三三九,一五七	一一一七,一三五			
終局シタル債権額	一六,八八三,五三二	一四,六四一,七五〇	二,二四一,七八〇			
通常ノモノ	三,五〇三,三五一	二,八八二,五五四	六二〇,七九六			
優先権アルモノ	一三,三三三,五三三	一一,七五九,一九七	一一五三,三三三			
計	一六,八八三,五三二	一四,六四一,七五〇	二,二四一,七八〇			
終局シタル債権額階級						
五拾圓以内	二,三五八	二,一一八	一四〇			
百圓以内	一,八四六	一,七三三	一一三			
貳百五十圓以内	二,六八三	二,三七〇	三一一			
五百圓以内	二,〇八六	一,七六一	三二五			
七百五十圓以内	一,〇三八	七九六	二四二			
千圓以内	六八五	六〇二	八三			
貳千五百圓以内	一,六二九	一,三一一	三二八			
五千圓以内	八三七	四九九	三三八			
計	二二,八二五	二〇,六三三	二,一九二			

家資分散

家資分散ノ宣告七百七十件(内職權ニ因ルモノ五十六件申立ニ因ルモノ七百十四件)ニシテ宣告ニ對シ役權ノ申立ヲ爲シタルモノ百九十七件其内申立ヲ許可シタルモノ百九十二件申立ヲ棄却シタルモノ五件ナリ
 宣告ヲ爲シタル債権者人員八百八十三人其債権者人員七百九十三人(内優先権アルモノ二十五人通常ノモノ七百六十八人)ニシテ請求ノ金額ハ貳拾萬五千七百五拾貳圓參拾四錢(優先権アルモノ壹萬四千四拾九圓六拾九錢通常ノモノ拾九萬千七百貳圓六拾五錢)ナリ
 債権額ノ階級ハ五拾圓以内三百十件百圓以内百四十六件貳百五十圓以内百四十六件五百圓以内七十六件七百五十圓以内二十七件千圓以内二十一件貳千五百圓以内二十八件五千圓以内十三件壹萬圓以内三件ナリ
 以上列記シタル各事項ヲ前年度ノ分ニ比較スレハ左表ノ如シ

種別	三十四年		三十三年		三十三年ヨリ	
	増	減	増	減	増	減
職權ニ因リ	五六	六九				
申立ニ因リ	七一四	七〇四				
計	七七〇	七七三				

種別	三十四年		三十三年		三十三年ヨリ	
	増	減	増	減	増	減
債務者人員	八八三	二五	八五八	二五		
優先權アルモノ	七六八	八五二	八六八			八三
通常ノモノ	七九三	八六八	九三七〇九〇五	四六七八七八五		七五
債權額	一四〇四九六九〇	一六五、一五六、一三七	一七四、五二七、〇四二	二六、五四六、五二三		
優先權アルモノ	一九一七〇二六五〇	一六五、一五六、一三七	一七四、五二七、〇四二	三二、二二五、二九八		
通常ノモノ	二〇五、七五二、三三〇	三六二	三六二			五二
五拾圓以内	三二〇	一六〇	一六〇			一四
百圓以内	一四六	一三〇	一三〇			
貳百五拾圓以内	一四六	一〇	一〇			
五百圓以内	七六	六七	六七			
七百五拾圓以内	二七	二七	二七			
千圓以内	二二	一三	一三			
貳千五百圓以内	二八	一三	一三			
五千圓以内	一三	五	五			
壹萬圓以内	三	四	四			
壹萬圓以上	七七〇	七七三	七七三			

三六

非訟事件

新ニ受理シタル非訟事件十三萬四千七百三十六件之ニ舊受二千三百十六件ヲ加フレハ合計十三萬七千五百五十二件ニシテ終局シタルモノ十三萬四千三百六十八件終局セサルモノ二千六百八十四件ナリ

終局シタル事件ノ區別ヲ舉ケレハ法人ニ關スル事件十二件、財産ノ管理ニ關スル事件九百八十六件、裁判上ノ代位ニ關スル事件四百件、保付供託保管及鑑定ニ關スル事件五十一件、隱居廢家子ノ懲戒家督相續人及親族會ニ關スル事件六萬三千四百二十二件、相續ノ承認及拋棄ニ關スル事件三千三百六十四件、遺言ノ確認及執行二百八十七件、競賣ニ關スル事件二百四十六件、會社ノ清算人ノ選任及解任百四十四件、籍及身分登記ニ關スル事件四萬七千八百七十一件、其他ノ事件二萬千六百一十トス

第五部執達吏、公證人及確定日附事件

執達吏事務

新ニ受理シタル執達吏事務二百五十一萬七千七百七十四件之ニ舊受二萬六千八百十五件ヲ加フレハ合計二百五十四萬四千五百八十九件ニシテ終局シタルモノ二百五十一萬四千四十七件終局セサルモノ三萬三千五百四十二件ナリ

終局區別ヲ舉ケレハ執行二十萬四千七百四十二(内有體動産十三萬二千九百八十件、債權其他ノ財産權ニ對スルモノ二百二十一件、不動産及船舶ニ對スルモノ一萬六千六百件)、引渡又ハ明渡三千三百八十六件、差押及假處分五萬六千五百五十五(送達二百二十萬九千三百三十五(内民事百八十四萬九千六百六十六件、刑事三十六萬六千九百六十九件)、拒證書作成一萬六千十二件、罰金料過料ノ徵收及沒收物品ノ取上若クハ賣却二千五百五十七件、其他ノ事務七萬九千七百一トス

三七

終局シタル有體動産ニ對スル債務者人員十七萬六千十一人其債權者人員十四萬六千六百八十九人(内優先權アルモノ千三百七十九人)通常ノモノ十四萬五千三百十人)ニシテ請求ノ金額ハ貳千四百六拾壹萬八百參圓五拾四錢五厘内債權額貳千四百參拾參萬六千五百參拾六圓六拾五錢貳厘(内優先權アルモノ拾五萬參千八百八拾貳圓七拾四錢通常ノモノ貳千四百拾八萬參千參百五拾參圓九拾壹錢貳厘)ニシテ執行ニ關スル費用額ハ貳拾七萬四千貳百六拾六圓八拾九錢參厘ナリ

債權額ノ階級ハ五拾圓以内七萬六千八百四十四件百圓以内二萬二千八百件貳百五拾圓以内一萬七千六百五十五件五百圓以内七千六百二十七件七百五拾圓以内三千六十九件千圓以内千三百六十九件貳千五百圓以内二千三百六十件五千圓以内七百三十二件壹萬圓以上百八十一件ナリ

辨償處分ヲ爲シタル債權額ニ對スル償還額ノ歩合ヲ舉ケレハ百分ノ五以下七千二百二十一件百分ノ十マテ四千七百二十件百分ノ二十五マテ五千八百四十七件百分ノ五十マテ四千五百五十件百分ノ七十五マテ三千二百三十件百分ノ七十五以上一萬三千九百十四件ナリ

執達吏ノ收入金額ハ六拾八萬七千九百八拾四圓拾五錢七厘内執行ニ關スル金額參拾七萬參千五百五拾九圓四拾貳錢七厘(手数料貳拾參萬九千七百六拾四圓九拾四錢七厘旅費拾壹萬六千六百九拾參圓四拾錢九厘書記料九千六百拾七圓四拾七錢七厘其他立替金七千四百八拾參圓五拾九錢四厘)送達ニ關スル金額貳拾八萬五千六百八拾四圓八拾九錢五厘(内民事ノ手数料九萬參千五百五拾七圓四拾五錢六厘旅費拾參萬七拾貳圓五拾壹錢八厘刑事ノ旅費六萬貳千四百五拾四圓九拾貳錢壹厘)其他職務上ノ收入金額貳萬八千七百參拾九圓八拾參錢五厘(内民事貳萬八千壹圓貳拾五錢貳厘刑事七百參拾八圓五拾八錢參厘)ナリ

以上列記シタル各事項ヲ前年度ノ分ニ比較スレハ左表ノ如シ

種別	三十四年		三十三年		増減
	總受	新受	總受	新受	
債權者人員	一四五,三三〇	一七六,〇一一	一二三,七七五	一四七,六二二	二二,五三三
優先權アルモノ	一三,七九九	一七,〇一一	八,三三三	一四,三九九	五,五五六
通常ノモノ	一三一,五三一〇	一五九,〇一一	一一五,四四二	一三三,二二二	一七,七六八
執行	一,一六〇〇	一,一六〇〇	一一〇,二九九	一一〇,二九九	〇
送達	一,八四九,一六六	一,八四九,一六六	一,五三七,三五七	一,五三七,三五七	二九一,八〇九
刑民	三六〇,一六九	三六〇,一六九	三三九,七一七	三三九,七一七	二〇,四五二
拒證書作成	一六,〇二二	一六,〇二二	九,九〇五	九,九〇五	六,一〇七
其他ノ事務	七九,七〇一	七九,七〇一	四六,一六七	四六,一六七	三三,五三四
計	二,五一一,〇四七	二,五一一,〇四七	二,一〇三,〇六二	二,一〇三,〇六二	四〇八,九八五
債權者人員	一七六,〇一一	一七六,〇一一	一四七,六二二	一四七,六二二	二八,三九九
優先權アルモノ	一三,七九九	一三,七九九	八,三三三	八,三三三	五,五五六
通常ノモノ	一六二,二一二	一六二,二一二	一三九,二八九	一三九,二八九	二二,九二三
執行	一,一六〇〇	一,一六〇〇	一一〇,二九九	一一〇,二九九	〇
送達	一,八四九,一六六	一,八四九,一六六	一,五三七,三五七	一,五三七,三五七	二九一,八〇九
刑民	三六〇,一六九	三六〇,一六九	三三九,七一七	三三九,七一七	二〇,四五二
拒證書作成	一六,〇二二	一六,〇二二	九,九〇五	九,九〇五	六,一〇七
其他ノ事務	七九,七〇一	七九,七〇一	四六,一六七	四六,一六七	三三,五三四
計	二,五一一,〇四七	二,五一一,〇四七	二,一〇三,〇六二	二,一〇三,〇六二	四〇八,九八五
債權者人員	一七六,〇一一	一七六,〇一一	一四七,六二二	一四七,六二二	二八,三九九
優先權アルモノ	一三,七九九	一三,七九九	八,三三三	八,三三三	五,五五六
通常ノモノ	一六二,二一二	一六二,二一二	一三九,二八九	一三九,二八九	二二,九二三
執行	一,一六〇〇	一,一六〇〇	一一〇,二九九	一一〇,二九九	〇
送達	一,八四九,一六六	一,八四九,一六六	一,五三七,三五七	一,五三七,三五七	二九一,八〇九
刑民	三六〇,一六九	三六〇,一六九	三三九,七一七	三三九,七一七	二〇,四五二
拒證書作成	一六,〇二二	一六,〇二二	九,九〇五	九,九〇五	六,一〇七
其他ノ事務	七九,七〇一	七九,七〇一	四六,一六七	四六,一六七	三三,五三四
計	二,五一一,〇四七	二,五一一,〇四七	二,一〇三,〇六二	二,一〇三,〇六二	四〇八,九八五

種別	三十四年		三十三年		増減
	計	増減	計	増減	
優先権アルモノ	一四六六八九	一三三、五九八	一一七、五六四	三三〇九一	
通常ノモノ	一五三、一八二、七四〇	一六、三八二、一〇五、九六〇	一六、四九九、六七〇、四二七	三五六一八、二七三	
五十圓以内	二四、一八三、三五三、九二二	一六、四九九、六七〇、四二七	一六、四九九、六七〇、四二七	七、八〇一、二四七、九五二	
百圓以内	二四、三三六、五三六、六五二	六六、四八七	六六、四八七	七、八三六、八六六、二三五	
二百圓以内	七六、八四四	一八、七七〇	一八、七七〇	一〇、三五七	
五百圓以内	二二、八〇〇	一三、五四三	一三、五四三	四〇三〇	
一千圓以内	一七、六五五	七、七八七	七、七八七	四、一一二	
二千圓以内	七、六二七	五、七八七	五、七八七	一、八四〇	
五千圓以内	三〇、六九九	二、一九七	二、一九七	八七二	
一萬圓以上	一三、六九九	九七八	九七八	三九一	
計	一三二、九九〇	一一〇、二九九	一一〇、二九九	二二、六八一	
手數料	二九九、七六四、九四七	一八〇、七五〇、三二九	一八〇、七五〇、三二九	五九〇、一四七、八一	
旅費	一一六、六九三、四〇九	九四、〇二〇、五七四	九四、〇二〇、五七四	二二、六七二、八三五	
書記料	九、六一七、四七七	八、一一六、四五九	八、一一六、四五九	一、五〇一、〇一八	
其他立替金	七、四八三、五九四	七、三三六、三三〇	七、三三六、三三〇	一四七、三六四	

警務局レタル
打替物並ニ
對メルモノ

執行	三十四年		三十三年		増減
	計	増減	計	増減	
手數料	九三、一五七、四五六	七八、二八六、九七五	七八、二八六、九七五	一四、八七〇、四八一	
旅費	一三〇、〇七二、五一八	一〇九、五九七、〇六九	一〇九、五九七、〇六九	二〇、四七五、四四九	
刑事費	六二、四五四、九二二	五八、七九七、二七〇	五八、七九七、二七〇	三、六五七、六五二	
民事費	二八、〇〇一、二五二	一六、三三八、三二九	一六、三三八、三二九	一一、七六二、九二三	
其他刑事	七三八、五八三	五四八、四三三	五四八、四三三	一九〇、一六一	
計	六八七、九八四、一五七	五五三、六六一、五五七	五五三、六六一、五五七	一三四、二九二、六〇〇	

公證人事務

公證人ノ作りタル證書ノ員數四十九萬五千六百一十一ニシテ内拒證書五千五百二十七公正證書ノ原本十九萬五千五百七十六執行力アル正本七萬三千三百三十五其他ノ書類二十二萬三千七百七十三而シテ此手數料參拾五萬四千九拾五圓參拾壹錢壹厘ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ證書員數八萬四千四百八十五手數料六萬千貳百五拾六圓八拾四錢四厘ヲ増加セリ

確定日附事件

民法施行法ニヨリ確定日附ヲ爲シタル私書證書ノ員數九萬七百七十二此手數料九千七拾壹圓貳拾錢ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ證書ノ員數四萬五百十四手數料四千五拾壹圓四拾錢ヲ増加セリ

第六部外國人ニ關スル訴訟

新ニ受理シタル訴訟四百十三件之ニ舊受百十五件ヲ加フレハ合計五百二十八件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ新受七十三件舊受四十三件合計百十六件ヲ増加セリ
終局シタル訴訟三百七十三件終局セサルモノ百五十五件ニシテ之ヲ前年ニ比較スレハ終局七十六件未終局四十件ヲ増加セリ

外國人ノ國籍ヲ區別スレハ北米合衆國人九十四人英吉利人二百十三人露西亞人十九人和蘭人六人佛蘭西人四十九人葡萄牙人七人獨逸人八十六人白耳義人一人伊太利人十人西班牙人二人澳地利人十二人丁抹人一人瑞西人二十七人諾威人三人清國人百四十人韓人二人波斯人二人不詳五人ナリ

前記件數中上告控訴第一審訴訟ヲ區別スレハ上告ハ舊受二件新受十件合計十二件ニシテ原判決ヲ破毀シタルモノ三上告ヲ棄却シタルモノ四取下一未結局四件控訴ハ舊受二十八件新受五十二件合計八十件ニシテ原判決ヲ廢棄シタルモノ七控訴ヲ棄却シタルモノ二十二取下五命令却下一未結局四十五件第一審訴訟ハ舊受八十五件新受三百五十一件合計四百三十六件ニシテ判決百五十九取下一七十九和解三其他ノ結果八十九未結局百六十六件ナリ

總計	官廳		內閣				行政		內務		長崎縣控訴院管內																			
	裁判所	事務	秋田	岩手	山形	福島	仙臺	管轄	官廳	裁判所	長崎	佐賀	福岡	大分	熊本	鹿兒島	宮崎	那霸	總計	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920
10
20
30
40
50
60
70
80
90
100
110
120
130
140
150
160
170
180
190
200
210
220
230
240
250
260
270
280
290
300

(備考)

一 陸軍裁判所及出沒所ノ人員ノ管轄地方裁判所ノ内ニ合致ス
 一 大法院、東京控訴院、東京地方裁判所、三審制所、會計部、警察廳、入及守衛二十八人、小使三十四人、火夫二人、火夫手傳三人ハ各裁判所ニ區別レ得サル
 一 以下ノ事務ハ大法院ノ職員ニ守衛以下ハ同院給仕小使制ニ合致ス

裁判所簡數

明治三十四年十二月三十一日調

大審院 控訴院 地方裁判所 同支部 區裁判所 同出張所 合計

一 七 一九 六九 三〇 一五八 一八〇

司法職員一覽表


明治三十四年十二月三十一日現在

裁判所名	判事	檢事	書記長	司法官	書記	職員	備	延丁	給仕小使	合計	執達吏	辯護士	公證人	破産管
大審院	三五	七	一	一	一	一		七	一	一六五				
東京控訴院	三〇	九	一	一	一	一		七	一	一三三				
大阪控訴院	三三	六	一	一	一	一		七	一	一五七				
名古屋控訴院	二二	三	一	一	一	一		七	一	一四九				
廣島控訴院	九	三	一	一	一	一		七	一	五三				
長崎控訴院	二二	三	一	一	一	一		七	一	五八				
官廳控訴院	三	二	一	一	一	一		七	一	一八				
東京地方裁判所	六六	八	一	一	一	一		七	一	一八八				
橫濱地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一三三				
千葉地方裁判所	一八	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
水戸地方裁判所	三三	八	一	一	一	一		七	一	一四九				
宇都宮地方裁判所	二一	六	一	一	一	一		七	一	一〇六				
浦和地方裁判所	一七	五	一	一	一	一		七	一	八二				
前橋地方裁判所	一九	六	一	一	一	一		七	一	一〇三				
静岡地方裁判所	一六	五	一	一	一	一		七	一	七九				
甲府地方裁判所	三三	七	一	一	一	一		七	一	一四八				
長野地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
新潟地方裁判所	二八	七	一	一	一	一		七	一	一四三				
京都地方裁判所	三三	八	一	一	一	一		七	一	一四九				
大阪地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
奈良地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
神戸地方裁判所	三三	八	一	一	一	一		七	一	一四九				
岡山地方裁判所	二八	七	一	一	一	一		七	一	一四三				
大津地方裁判所	三三	八	一	一	一	一		七	一	一四九				
福井地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
金澤地方裁判所	三三	八	一	一	一	一		七	一	一四九				
富山地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
和歌山地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
徳島地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
高松地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
高知地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
鳥取地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
名古屋地方裁判所	三三	八	一	一	一	一		七	一	一四九				
安芸津地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
岐阜地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
廣島地方裁判所	三三	八	一	一	一	一		七	一	一四九				
山口地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
松江地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
松山地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
長門地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
佐賀地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
福岡地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
大分地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
熊本地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
鹿児島地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
那覇地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
官廳地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
仙臺地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
福島地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
山形地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
盛岡地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
秋田地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
青森地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				
函館地方裁判所	二二	六	一	一	一	一		七	一	一〇九				

民事第一覽表 (其一)

考備	第一覽表 (其一)												區別
	所判裁方地						所判裁區						
	再	控	上	告	批	密	再	控	上	告	批	密	
<p>一、本表は明治三十四年中各裁判所ニ於テ取扱ヒタル民事事件ノ總件數ヲ一表中ニ約記シテ附テ各裁判所ノ總件數ヲ合算シタルモノトス</p> <p>一、訴訟總計ノ別ニハ和親裁判所ノ特別訴訟ハ第一審中ニ合算ス</p> <p>一、再審ノ訴訟ハ一旦各審ノ部ニ合算シ再ヒ其重復數ヲ表出ス</p>	再	控	上	告	批	密	再	控	上	告	批	密	區別
	再	控	上	告	批	密	再	控	上	告	批	密	區別
	再	控	上	告	批	密	再	控	上	告	批	密	區別

一、本表は明治三十四年中各裁判所ニ於テ取扱ヒタル民事事件ノ總件數ヲ一表中ニ約記シテ附テ各裁判所ノ總件數ヲ合算シタルモノトス
 一、訴訟總計ノ別ニハ和親裁判所ノ特別訴訟ハ第一審中ニ合算ス
 一、再審ノ訴訟ハ一旦各審ノ部ニ合算シ再ヒ其重復數ヲ表出ス



結果及比例

Table with columns for '結果' (Results) and '比例' (Proportions), including sub-sections for '取和解' (Withdrawal and Settlement) and '破産' (Bankruptcy).

金額及見積價額

Table showing '金額' (Amounts) and '見積價額' (Estimated Values) for various categories.

結果及比例

Table with columns for '結果' (Results) and '比例' (Proportions), including sub-sections for '取和解' (Withdrawal and Settlement) and '破産' (Bankruptcy).

金額及見積價額

Table showing '金額' (Amounts) and '見積價額' (Estimated Values) for various categories.

結果及比例

Table with columns for '結果' (Results) and '比例' (Proportions), including sub-sections for '取和解' (Withdrawal and Settlement) and '破産' (Bankruptcy).

金額及見積價額

Table showing '金額' (Amounts) and '見積價額' (Estimated Values) for various categories.

Table with columns for '期間' (Period) and '分類' (Classification), showing data for different time intervals.

家資分散件數及債權申立件數

Table showing the number of cases for '家資分散' (Liquidation of Assets) and '債權申立' (Creditor Claims).

強制執行總數及種類別

Table showing the total number of '強制執行' (Compulsory Execution) cases and their types.

強制執行終局人員債權額階級、債權額及費用額

Table showing the distribution of '強制執行終局人員' (Final Liquidators) by '債權額階級' (Creditor Amount Class) and '費用額' (Expense Amount).

執達吏事務總數及種類別

Table showing the total number of '執達吏' (Enforcement Officers) tasks and their types.

強制執行終局人員及債權額、歩合

Table showing the distribution of '強制執行終局人員' (Final Liquidators) by '債權額' (Creditor Amount) and '歩合' (Percentage).

執達吏事務總數及種類別

Table showing the total number of '執達吏' (Enforcement Officers) tasks and their types.

Table with columns for '事務' (Tasks) and '人員' (Personnel), showing data for different administrative tasks.

其結果及比例		局		未	
取	下	計	局	計	未
100	100	100	100	100	100

其結果及比例		局		未	
取	下	計	局	計	未
100	100	100	100	100	100

其結果及比例		局		未	
取	下	計	局	計	未
100	100	100	100	100	100

其結果及比例		局		未	
取	下	計	局	計	未
100	100	100	100	100	100

其結果及比例		局		未	
取	下	計	局	計	未
100	100	100	100	100	100

其結果及比例		局		未	
取	下	計	局	計	未
100	100	100	100	100	100

其結果及比例		局		未	
取	下	計	局	計	未
100	100	100	100	100	100

其結果及比例		局		未	
取	下	計	局	計	未
100	100	100	100	100	100

其結果及比例		局		未	
取	下	計	局	計	未
100	100	100	100	100	100

其結果及比例		局		未	
取	下	計	局	計	未
100	100	100	100	100	100

其結果及比例		局		未	
取	下	計	局	計	未
100	100	100	100	100	100

其結果及比例		局		未	
取	下	計	局	計	未
100	100	100	100	100	100

第一審新審及新終局ノ訟訴ノ種類ニ就キ現住人口二萬對スル比例例

第一審新審、和解、非訟、破産事件、家審分裁、捕制執行、執達吏、公證人事務、確定日附ノ十三種ニ區別シテ各年間ニ於ケル取扱總數及其結果、原告對ニ對スル上訴並ニ對判決ニ於ケル局別トシテ別表ニ於テ其結果及比例ノ詳細ニ示スルモノトス

事務		公證人		公正證書ノ頁數及手數		手數料	
年次	執行額	年次	執行額	年次	執行額	年次	執行額
三十四年	1,234,567	三十四年	1,234,567	三十四年	1,234,567	三十四年	1,234,567
三十三年	1,123,456	三十三年	1,123,456	三十三年	1,123,456	三十三年	1,123,456
三十二年	1,012,345	三十二年	1,012,345	三十二年	1,012,345	三十二年	1,012,345

確定日附ヲ附シタル私書證書ノ頁數及手數料		確定日附ヲ附セザル私書證書ノ頁數及手數料	
年次	頁數	年次	頁數
三十四年	1,234,567	三十四年	1,234,567
三十三年	1,123,456	三十三年	1,123,456
三十二年	1,012,345	三十二年	1,012,345

地方裁判所ノ名稱		訴訟件數		訴訟金額		訴訟手數	
地方裁判所	訴訟件數	訴訟金額	訴訟手數	地方裁判所	訴訟件數	訴訟金額	訴訟手數
東京	1,234,567	1,234,567	1,234,567	東京	1,234,567	1,234,567	1,234,567
大阪	1,123,456	1,123,456	1,123,456	大阪	1,123,456	1,123,456	1,123,456
神戶	1,012,345	1,012,345	1,012,345	神戶	1,012,345	1,012,345	1,012,345

第一審新審及新終局ノ訟訴ノ種類ニ就キ現住人口二萬對スル比例例

民事統計表

The right side of the page contains a large, empty table grid. The grid is composed of approximately 10 columns and 15 rows. The paper is torn vertically between the title and the grid, and the grid itself is somewhat faded and less distinct than it appears to be in a scan of a printed document.

第一部 大審院

自第一款第一表
至第二款第七表

第一部第一款第一表

上告總數

控訴裁判所ノ名稱			上告總數			上告總數		
受審	受新	受總	棄	却	破	移	取	結
二〇七	三三九	二四四	一九四	五二四	五三三	一〇八	三〇〇	二〇六
東京控訴院	二〇七	三三九	一九四	五二四	五三三	一〇八	三〇〇	二〇六
大阪控訴院	二〇七	三三九	一九四	五二四	五三三	一〇八	三〇〇	二〇六
名古屋控訴院	二〇七	三三九	一九四	五二四	五三三	一〇八	三〇〇	二〇六
廣島控訴院	二〇七	三三九	一九四	五二四	五三三	一〇八	三〇〇	二〇六
長崎控訴院	二〇七	三三九	一九四	五二四	五三三	一〇八	三〇〇	二〇六
宮城控訴院	二〇七	三三九	一九四	五二四	五三三	一〇八	三〇〇	二〇六
函館控訴院	二〇七	三三九	一九四	五二四	五三三	一〇八	三〇〇	二〇六
農商務省	二〇七	三三九	一九四	五二四	五三三	一〇八	三〇〇	二〇六
合計	二〇七	三三九	一九四	五二四	五三三	一〇八	三〇〇	二〇六

第一部第一款第二表

上告訴訟種類

人事	上告訴訟種類		地所名義書換	上告訴訟種類	
	却棄	破		却棄	破
却棄	三	一	却棄	七	一
破	一	一	破	一	一
送移	一	一	送移	一	一
判自	一	一	判自	一	一
下取	一	一	下取	一	一
解和	一	一	解和	一	一
計合局結	三	三	計合局結	三	三

家督相続	離婚	親權喪失	養子縁組縁	嫡出子否認	小兒引渡	私生子認	後見人知	親族會議	準禁治産	戸籍ニ關スル事	土地所有	土地所有	土地所有	土地所有	土地所有	土地所有	土地所有	土地所有	土地所有
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

金額價額階級	新受件數	金額		計
		額	價額	
金七拾五圓マテ	1	75	75	75
金百圓マテ	1	100	100	100
金貳百五拾圓マテ	1	250	250	250
金五百圓マテ	1	500	500	500
金七百五拾圓マテ	1	750	750	750
金千圓マテ	1	1000	1000	1000
金貳千五百圓マテ	1	1500	1500	1500
金五千圓マテ	1	5000	5000	5000
金壹萬圓マテ	1	10000	10000	10000
金壹萬圓以上	1	10000	10000	10000
合計	6	20000	20000	20000

審理期間	既決		未決	
	判決ノ	未決ノ	審理中	中止休止
十日以下	1	0	0	0
十日以上	0	0	0	0
合計	1	0	0	0

審理期間	既決		未決	
	判決ノ	未決ノ	審理中	中止休止
二月以下	1	0	0	0
三月以下	1	0	0	0
六月以下	1	0	0	0
一年以上	1	0	0	0
合計	4	0	0	0

原裁判所	抗告總數		抗告結果	
	受審	却棄	前裁判ヲ廢棄ス	其他結果
東京控訴院	1	0	0	0
大阪控訴院	1	0	0	0
名古屋控訴院	1	0	0	0
廣島控訴院	1	0	0	0
長崎控訴院	1	0	0	0
官城控訴院	1	0	0	0
函館控訴院	1	0	0	0
合計	6	0	0	0

第一部第二款第七表

抗告申立ノ要旨

抗告申立ノ要旨	抗 告		取 下	結 果	
	棄 却	前 裁 判 ヲ 廢 棄 ス		結 果	其 他 ノ 結 果
前記上救助ニ關スル決定ニ對ス……………	五	一			六
提參加ニ關スル決定ニ對ス……………	一				一
特別代理人任被申請却下ノ裁判ニ對ス……………	二				二
期日及期間ニ關スル裁判ニ對ス……………	一				一
誤謬更正ノ決定ニ對ス……………	一				一
訴訟手續中止ニ關スル裁判ニ對ス……………	一				一
辯論再開却下ノ決定ニ對ス……………	一				一
忌避ノ申請ニ關スル決定ニ對ス……………	六				六
法律申立却下ノ命令ニ對ス……………	三				三
前記費用額確定申請ノ決定ニ對ス……………	七				七
強制執行上ニ關スル裁判ニ對ス……………	三				三
執行文付與ニ關スル裁判ニ對ス……………	一				一
競賣開始ノ決定ニ對ス……………	一〇				一〇
競落許否ニ關スル決定ニ對ス……………	二				二
假押及假處分申請ニ關スル決定ニ對ス……………	二				二
破産宣告ノ決定ニ對ス……………	六				六
支拂精算證書ノ決定ニ對ス……………	一				一
合計	三三	一	七	一	四二

會社開業延期申請却下ノ決定ニ對ス……………
 清算人登記失期ノ決定ニ對ス……………
 商法違犯ニ關スル過料言渡ノ命令ニ對ス……………
 地所ノ登記ニ關スル決定ニ對ス……………

合計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一〇	一〇	一〇
合計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一〇	一〇	一〇

第二部 控訴院

自第一款第八表
至第四款第二十一表

第二部第一款第八表

控訴總數及審理期間

控訴院ノ名稱	控訴總數		種別	控訴ノ結果		既決期間						未決期間					
	受審	受審		和解	命令	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	
東京控訴院	10,112	10,112	10,112	1,234	8,878	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	1,234	
大阪控訴院	8,765	8,765	8,765	987	7,778	987	987	987	987	987	987	987	987	987	987	987	
名古屋控訴院	7,654	7,654	7,654	876	6,778	876	876	876	876	876	876	876	876	876	876	876	
廣島控訴院	6,543	6,543	6,543	765	5,778	765	765	765	765	765	765	765	765	765	765	765	
長崎控訴院	5,432	5,432	5,432	654	4,778	654	654	654	654	654	654	654	654	654	654	654	
宮城控訴院	4,321	4,321	4,321	543	3,778	543	543	543	543	543	543	543	543	543	543	543	
函館控訴院	3,210	3,210	3,210	432	2,778	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	
合計	45,678	45,678	45,678	5,678	40,000	5,678	5,678	5,678	5,678	5,678	5,678	5,678	5,678	5,678	5,678	5,678	

第二部第一款第九表

原裁判所ニ區別シタル控訴總數

控訴院ノ名稱	控訴總數		控訴ノ結果	
	受審	受審	和解	命令
東京地方裁判所	21,111	21,111	1,111	20,000
八王子支部	1,111	1,111	111	1,000
横濱地方裁判所	15,555	15,555	1,555	14,000
千葉地方裁判所	10,000	10,000	1,000	9,000
八日市場支部	5,555	5,555	555	5,000
水戸地方裁判所	8,888	8,888	888	8,000
水戸支部	3,333	3,333	333	3,000
土浦支部	2,222	2,222	222	2,000
下妻支部	1,111	1,111	111	1,000
宇都宮地方裁判所	7,777	7,777	777	7,000
栃木支部	4,444	4,444	444	4,000
浦和地方裁判所	6,666	6,666	666	6,000
熊谷支部	3,333	3,333	333	3,000
前橋地方裁判所	5,555	5,555	555	5,000
高崎支部	2,222	2,222	222	2,000
静岡地方裁判所	4,444	4,444	444	4,000
沼津支部	3,333	3,333	333	3,000
濱松支部	2,222	2,222	222	2,000
甲府地方裁判所	6,666	6,666	666	6,000
谷村支部	3,333	3,333	333	3,000
長野地方裁判所	5,555	5,555	555	5,000
松本支部	4,444	4,444	444	4,000
飯田支部	3,333	3,333	333	3,000
上田支部	2,222	2,222	222	2,000
新潟地方裁判所	7,777	7,777	777	7,000

東京		東	
控訴院ノ名稱	種別	控訴總數	既決期間
横濱地方裁判所	10,112	10,112	1,234
千葉地方裁判所	8,765	8,765	987
八日市場支部	7,654	7,654	876
水戸地方裁判所	6,543	6,543	765
水戸支部	5,432	5,432	654
土浦支部	4,321	4,321	543
下妻支部	3,210	3,210	432
宇都宮地方裁判所	2,109	2,109	321
栃木支部	1,098	1,098	210
浦和地方裁判所	9,876	9,876	1,098
熊谷支部	8,765	8,765	987
前橋地方裁判所	7,654	7,654	876
高崎支部	6,543	6,543	765
静岡地方裁判所	5,432	5,432	654
沼津支部	4,321	4,321	543
濱松支部	3,210	3,210	432
甲府地方裁判所	2,109	2,109	321
谷村支部	1,098	1,098	210
長野地方裁判所	9,876	9,876	1,098
松本支部	8,765	8,765	987
飯田支部	7,654	7,654	876
上田支部	6,543	6,543	765
新潟地方裁判所	5,432	5,432	654

第一審裁判所ノ名稱	控訴總數		控訴ノ結果	
	受審	決定	判決	未決
新發田支部	11	10	1	1
長岡支部	15	14	1	1
高田支部	23	21	2	2
相川支部	11	10	1	1
東京地方裁判所 <small>上管審ヨリ控</small>	6	6	0	0
八王子支部	1	1	0	1
横濱地方裁判所	1	1	0	1
千葉地方裁判所	1	1	0	1
八日市場支部	1	1	0	1
水更津支部	1	1	0	1
水戸地方裁判所	1	1	0	1
土浦支部	1	1	0	1
下妻支部	1	1	0	1
宇都宮地方裁判所	1	1	0	1
栃木支部	1	1	0	1
浦和地方裁判所	1	1	0	1
熊谷支部	1	1	0	1
静岡地方裁判所	1	1	0	1
沼津支部	1	1	0	1
計	148	142	14	14

大	院		控訴總數		控訴ノ結果	
	京都地方裁判所	宮津支部	受審	決定	判決	未決
京都地方裁判所	11	10	1	1	0	1
宮津支部	1	1	0	1	0	1
大阪地方裁判所	12	11	1	1	0	1
奈良地方裁判所	11	10	1	1	0	1
五条支部	1	1	0	1	0	1
神戸地方裁判所	11	10	1	1	0	1
篠山支部	1	1	0	1	0	1
洲本支部	1	1	0	1	0	1
姫路支部	1	1	0	1	0	1
豊岡支部	1	1	0	1	0	1
計	111	108	11	11	0	11

控 訴 院		控 訴 總 數			控 訴 部		判 決 部		取 下 部		命 令 部		結 果		
名 稱	院 部	受 審	受 訴	總 數	第一四條	第二四條	第二八條	前判決ヲ廢棄ス	全部	一部	下 取	解 和	下 却 令 命	許 合 局 結	決 未
岡山地方裁判所	部	115	111	226	15	13	1	1	15	1	14	1	14	11	115
高 梁 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
津 山 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
大津地方裁判所	部	11	11	22	1	1	0	0	11	0	11	0	11	0	11
彦 根 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
福井地方裁判所	部	17	18	35	1	1	0	0	17	0	17	0	17	0	17
小 濱 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
金澤地方裁判所	部	11	11	22	1	1	0	0	11	0	11	0	11	0	11
七 尾 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
富山地方裁判所	部	11	11	22	1	1	0	0	11	0	11	0	11	0	11
高 岡 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
和歌山地方裁判所	部	11	11	22	1	1	0	0	11	0	11	0	11	0	11
田 邊 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
徳島地方裁判所	部	11	11	22	1	1	0	0	11	0	11	0	11	0	11
脇 町 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
高知地方裁判所	部	11	11	22	1	1	0	0	11	0	11	0	11	0	11
中 村 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
高松地方裁判所	部	11	11	22	1	1	0	0	11	0	11	0	11	0	11
北 亀 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10

控 訴 院		控 訴 總 數			控 訴 部		判 決 部		取 下 部		命 令 部		結 果		
名 稱	院 部	受 審	受 訴	總 數	第一四條	第二四條	第二八條	前判決ヲ廢棄ス	全部	一部	下 取	解 和	下 却 令 命	許 合 局 結	決 未
鳥取地方裁判所	部	10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
米 子 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
京都地方裁判所	部	10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
大 阪 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
五 條 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
神戶地方裁判所	部	10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
篠 山 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
洲 本 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
姫 路 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
豊 岡 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
岡山地方裁判所	部	10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
大津地方裁判所	部	10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
彦 根 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
金澤地方裁判所	部	10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
七 尾 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
富山地方裁判所	部	10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
高 岡 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
徳島地方裁判所	部	10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
高 松 支 部		10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
鳥取地方裁判所	部	10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10
安濃津地方裁判所	部	10	10	20	1	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10

再審ノ訴	第一審裁判所ノ名稱		控訴總數		控訴ノ結果		計
	受審	受審	控訴	却却	和解	下命	
廣島地方裁判所 再審ノ訴	1	1	1	0	0	0	1
名古屋地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
岡崎支部	1	1	1	0	0	0	1
安濃津地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
四日市支部	1	1	1	0	0	0	1
上野支部	1	1	1	0	0	0	1
山田支部	1	1	1	0	0	0	1
岐阜地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
大垣支部	1	1	1	0	0	0	1
高山支部	1	1	1	0	0	0	1
東京地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
松本支部	1	1	1	0	0	0	1
大阪地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
奈良地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
神戸地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
金澤地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
富山地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
計	10	10	10	0	0	0	10

再審ノ訴	第一審裁判所ノ名稱		控訴總數		控訴ノ結果		計
	受審	受審	控訴	却却	和解	下命	
廣島地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
三次支部	1	1	1	0	0	0	1
尾道支部	1	1	1	0	0	0	1
山口地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
岩國支部	1	1	1	0	0	0	1
赤間關支部	1	1	1	0	0	0	1
松江地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
濱田支部	1	1	1	0	0	0	1
西條支部	1	1	1	0	0	0	1
松山地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
西條支部	1	1	1	0	0	0	1
廣島地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
尾道支部	1	1	1	0	0	0	1
濱田支部	1	1	1	0	0	0	1
姫路支部	1	1	1	0	0	0	1
岡山地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
和歌山地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
高知地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
高松地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
平戸支部	1	1	1	0	0	0	1
佐賀地方裁判所	1	1	1	0	0	0	1
計	10	10	10	0	0	0	10

院	再審ノ部	控訴總數		控訴ノ結果		計
		受	審	判決	和解	
福岡地方裁判所	再審ノ部	1	1	1	0	1
長崎地方裁判所		1	1	1	0	1
平戸支部		1	1	1	0	1
福江支部		1	1	1	0	1
嚴原支部		1	1	1	0	1
佐賀地方裁判所		1	1	1	0	1
福岡地方裁判所		1	1	1	0	1
久留米支部		1	1	1	0	1
小倉支部		1	1	1	0	1
大分地方裁判所		1	1	1	0	1
中津支部		1	1	1	0	1
豆田支部		1	1	1	0	1
熊本地方裁判所		1	1	1	0	1
八代支部		1	1	1	0	1
天草支部		1	1	1	0	1
鹿兒島地方裁判所		1	1	1	0	1
大島支部		1	1	1	0	1
計		15	15	15	0	15

院	再審ノ部	控訴總數		控訴ノ結果		計
		受	審	判決	和解	
宮崎地方裁判所		1	1	1	0	1
延岡支部		1	1	1	0	1
那覇地方裁判所		1	1	1	0	1
在清國上海日本領事館		1	1	1	0	1
在韓國仁川日本領事館		1	1	1	0	1
長崎地方裁判所		1	1	1	0	1
佐賀地方裁判所		1	1	1	0	1
福岡地方裁判所		1	1	1	0	1
久留米支部		1	1	1	0	1
小倉支部		1	1	1	0	1
大分地方裁判所		1	1	1	0	1
熊本地方裁判所		1	1	1	0	1
八代支部		1	1	1	0	1
鹿兒島地方裁判所		1	1	1	0	1
宮崎地方裁判所		1	1	1	0	1
計		15	15	15	0	15

控訴種類		控訴ノ結果	控訴總數		控訴ノ結果	
			受審	判決	和解	命令
岩松支部	1	0	1	1	1	
山形地方裁判所	1	0	1	1	1	
米澤支部	1	0	1	1	1	
酒田支部	1	0	1	1	1	
鶴岡支部	1	0	1	1	1	
盛岡地方裁判所	1	0	1	1	1	
磐井支部	1	0	1	1	1	
秋田地方裁判所	1	0	1	1	1	
大館支部	1	0	1	1	1	
大曲支部	1	0	1	1	1	
大曲支部	1	0	1	1	1	
下妻支部	1	0	1	1	1	
栃木支部	1	0	1	1	1	
高崎支部	1	0	1	1	1	
計	13	0	13	13	13	
岩松支部	1	0	1	1	1	
山形地方裁判所	1	0	1	1	1	
米澤支部	1	0	1	1	1	
酒田支部	1	0	1	1	1	
鶴岡支部	1	0	1	1	1	
盛岡地方裁判所	1	0	1	1	1	
磐井支部	1	0	1	1	1	
秋田地方裁判所	1	0	1	1	1	
大館支部	1	0	1	1	1	
大曲支部	1	0	1	1	1	
大曲支部	1	0	1	1	1	
下妻支部	1	0	1	1	1	
栃木支部	1	0	1	1	1	
高崎支部	1	0	1	1	1	
計	13	0	13	13	13	

三四

第二部第一款第十表

控訴種類

控訴種類	控訴ノ結果	控訴		控訴
		判決	和解	
岩松支部	1	1	0	1
山形地方裁判所	1	1	0	1
米澤支部	1	1	0	1
酒田支部	1	1	0	1
鶴岡支部	1	1	0	1
盛岡地方裁判所	1	1	0	1
磐井支部	1	1	0	1
秋田地方裁判所	1	1	0	1
大館支部	1	1	0	1
大曲支部	1	1	0	1
大曲支部	1	1	0	1
下妻支部	1	1	0	1
栃木支部	1	1	0	1
高崎支部	1	1	0	1
計	13	13	0	13

二五

院 再審ノ訴
計
再審ノ訴
計

院 再審ノ訴	院 再審ノ訴	
	再審ノ訴	計
青森地方裁判所	1	1
弘前支部	1	1
八戸支部	1	1
函館地方裁判所	1	1
札幌地方裁判所	1	1
根室地方裁判所	1	1
盛岡地方裁判所	1	1
計	7	7

手	運	取	用	飲	質	藥	肥	過	取	精	遠	損	辦	代	不	米	米	預	委	小
間	料	送	非	食	飲	款	代	渡	込	算	約	賠	償	償	利	當	穀	穀	托	作
代	料	料	料	料	料	價	金	金	金	金	金	金	金	金	計	買	借	穀	米	米

手	報	養	議	記	利	利	積	講	株	資	共	保	保	保	保	取	工	借
數	酬	與	當	益														
料	金	料	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金

控訴種類	控訴ノ結果		控訴院
	却棄	判決	
請求使用差止	1	1	東京控訴院
商號使用差止	1	1	
商標使用差止	1	1	
名義書換	1	1	
精算要	1	1	
精算確	1	1	
工事差止	1	1	
工事取拂	1	1	
詐害行為廢罷	1	1	
妨害解除	1	1	
權利確	1	1	
所有權	1	1	
占有權	1	1	
共有權	1	1	
優先權	1	1	
抵當權	1	1	
債權轉讓	1	1	
債權異議	1	1	
債權消滅	1	1	
保證義務	1	1	
保費消滅	1	1	
契約成立確	1	1	
契約不成立確	1	1	
契約履行	1	1	
契約解除	1	1	
強制執行ニ關スル事	1	1	
差押假押ニ關スル事	1	1	
假處分ニ關スル事	1	1	
合計	1	1	

控訴金額價額階級	控訴件數	金額價額合計
五圓以下	1	5
五圓以上十圓以下	1	10
十圓以上二十圓以下	1	20
二十圓以上五十圓以下	1	50
五十圓以上一百圓以下	1	100
一百圓以上二百圓以下	1	200
二百圓以上五百圓以下	1	500
五百圓以上一千圓以下	1	1000
一千圓以上二千圓以下	1	2000
二千圓以上五千圓以下	1	5000
五千圓以上一萬圓以下	1	10000
一萬圓以上	1	100000
合計	15	150000

第二部第一款第十一表 控訴金額價額階級

控訴院	金額價額階級	控訴件數	金額價額合計
東京控訴院	五圓以下	1	5
大阪控訴院	五圓以上十圓以下	1	10
名古屋控訴院	十圓以上二十圓以下	1	20
京都控訴院	二十圓以上五十圓以下	1	50
廣島控訴院	五十圓以上一百圓以下	1	100
長崎控訴院	一百圓以上二百圓以下	1	200
合計	合計	合計	合計

控訴院名	金額	控訴新受件數		金額	金額合計
		件數	金額		
函館控訴院	三	三	三	三	三
宮城控訴院	三	三	三	三	三
合計	三	三	三	三	三

第二部第一款第十二表 控訴審理期間

審理期間	既決		未決	
	件數	金額	件數	金額
十日以下	10	100	10	100
十一日以上二十日以下	20	200	20	200
二十一日以上三十日以下	30	300	30	300
三十一日以上六十日以下	40	400	40	400
六十日以上九十日以下	50	500	50	500
九十日以上一年以上	60	600	60	600
一年以上	70	700	70	700
合計	220	2200	220	2200

第二部第二款第十三表 上告總數及審理期間

控訴院名	上告總數		既決期間		未決期間	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額
東京控訴院	100	1000	50	500	50	500
大阪控訴院	80	800	40	400	40	400
名古屋控訴院	60	600	30	300	30	300
廣島控訴院	40	400	20	200	20	200
長崎控訴院	30	300	15	150	15	150
宮城控訴院	20	200	10	100	10	100
函館控訴院	10	100	5	50	5	50
合計	340	3400	170	1700	170	1700

第二部第二款第十四表 原裁判所ニ區別シタル上告總數

控訴院名	上告總數	上告結果	
		既決	未決
東京地方裁判所	100	50	50
東京地方裁判所	80	40	40
東京地方裁判所	60	30	30
東京地方裁判所	40	20	20
東京地方裁判所	30	15	15
東京地方裁判所	20	10	10
東京地方裁判所	10	5	5
合計	340	170	170

假處分ニ關スル事 合計	上告訴訟種類		合計
	却 戻 送 移	上 告 ノ 結 果	
三〇〇	一	破 毀	三〇一
三〇〇	一	取 下	三〇一
三〇〇	一	和 解	三〇一
三〇〇	一	結 局 合 計	三〇一
三〇〇	一	控 訴	三〇一
三〇〇	一	火 災	三〇一
三〇〇	一	名 古 屋	三〇一
三〇〇	一	廣 島	三〇一
三〇〇	一	長 崎	三〇一
三〇〇	一	宮 城	三〇一
三〇〇	一	函 館	三〇一
三〇〇	一	計 合	三〇一

第二部第二款第十六表 上告金額價額階級

控訴金額價額階級	上告金額價額階級		合計
	新 受 件 數	金 額 價 額 合 計	
五圓以下	五	二五〇	二五五
五圓以上十圓以下	一〇	二〇〇	二一〇
十圓以上二十圓以下	一五	一五〇	一六五
二十圓以上五十圓以下	二〇	一〇〇	一二〇
五十圓以上一〇〇圓以下	二五	五〇	七五
一〇〇圓以上	三〇	一〇	四十
合計	一〇五	一、〇〇〇	一一〇五

第二部第二款第十七表 上告審理期間

審理期間	上告審理期間		合計
	既 決	未 決	
十日以下	一〇	一〇	二〇
十日以上二十日以下	一五	一五	三〇
二十日以上三十日以下	二〇	二〇	四〇
三十日以上六十日以下	二五	二五	五〇
六十日以上九十日以下	三〇	三〇	六〇
九十日以上	三五	三五	七〇
合計	一〇五	一〇五	二一〇

第二部第三款第十八表 抗告總數

審名ノ院訴控	抗告總數		審名ノ院訴控
	新 告 總 數	既 決 總 數	
東京地方裁判所	一〇	一〇	東京地方裁判所
八王子支部	一	一	八王子支部
合計	一一	一一	合計

院 許 控	抗 告 總 數		抗 告 之 結 果	
	受 審	數	前 裁 判 之 廢 棄	下 取
山形地方裁判所	1	1	0	1
米澤支部	1	1	0	1
鶴岡支部	1	1	0	1
盛岡地方裁判所	1	1	0	1
秋田地方裁判所	1	1	0	1
大館支部	1	1	0	1
大曲支部	1	1	0	1
計	7	7	0	7
青森地方裁判所	1	1	0	1
弘前支部	1	1	0	1
八戸支部	1	1	0	1
函館地方裁判所	1	1	0	1
札幌地方裁判所	1	1	0	1
根室地方裁判所	1	1	0	1
計	7	7	0	7
合計	14	14	0	14

第二部第三款第十九表

抗 告 申 立 ノ 要 旨

抗 告 申 立 ノ 要 旨	抗 告 之 結 果	
	棄 却	取 下
前裁上救助ニ關スル決定ニ對ス	1	0
從來加ニ關スル決定ニ對ス	1	0
辭狀送戻ノ命令ニ對ス	1	0
期日及期間ニ關スル裁判ニ對ス	1	0
訴訟手續中止ニ關スル裁判ニ對ス	1	0
證據調ニ關スル決定ニ對ス	1	0
証言拒絶申立棄却ノ決定ニ對ス	1	0
證人ニ罰金ヲ言渡シタル決定ニ對ス	1	0
忌避ノ申請ニ關スル決定ニ對ス	1	0
開席判決申立却下ノ決定ニ對ス	1	0
故停申立却下ノ命令ニ對ス	1	0
控訴ヲ却下スル命令ニ對ス	1	0
再審ノ訴ヲ却下スル命令ニ對ス	1	0
訴訟費用額確定申請ノ決定ニ對ス	1	0
強制執行上ニ關スル裁判ニ對ス	1	0
執行交付與ニ關スル裁判ニ對ス	1	0
統費開始ノ決定ニ對ス	1	0
統費許否ニ關スル決定ニ對ス	1	0
假押及假處分申請ニ關スル決定ニ對ス	1	0
計	14	0

抗告申立ノ要旨	抗 却		前 告		取 下	結 果	
	全 部	一 部	結 果	其 他ノ 結 果			
供託金下附申請却下ノ決定ニ對ス……							
破産宣告申請却下ノ決定ニ對ス……							
破産二關スル決定ニ對ス……							
會社開業延期申請却下ノ決定ニ對ス……							
會社清算検査不許可ノ決定ニ對ス……							
會社解散ノ命令ニ對ス……							
商法違犯ニ關スル過料言渡ノ命令ニ對ス……							
準禁治産申立却下ノ決定ニ對ス……							
財産管理人免職申請ノ決定ニ對ス……							
廢家許可申請ノ裁判ニ對ス……							
家督相續人選定許可ノ裁判ニ對ス……							
家督相續限定承認申立却下ノ裁判ニ對ス……							
親族會招集ニ關スル裁判ニ對ス……							
親族會ノ決議ニ代ハルヘキ裁判ニ對ス……							
遺言確認申請却下ノ裁判ニ對ス……							
遺言執行者選定申請却下ノ裁判ニ對ス……							
戸籍ニ關スル決定ニ對ス……							
戸籍法違犯地料ノ決定ニ對ス……							
家賃分敷ニ關スル決定ニ對ス……							
登記申請却下ノ決定ニ對ス……							
公正證書再度下附申請却下ノ決定ニ對ス……							
書記ノ處分變更申請却下ノ決定ニ對ス……							
確定日附強制執行申請却下ノ決定ニ對ス……							
地役權設定申請ノ決定ニ對ス……							
共有財産分割申請却下ノ決定ニ對ス……							
同業組合法違犯ノ決定ニ對ス……							
不當更正ノ決定ニ對ス……							
演說禁止命令ニ對ス……							
私設人力車停車場許可取消申請ノ決定ニ對ス……							
公證人及執達吏ノ職務執行ニ對ス……							
合計	50	2	100	7	3	5	6

第二部第四款第二十表 特別訴訟總數及審理期間

控訴院ノ名稱	訴訟總數		訴訟ノ結果		既 決 期 間		未 決 期 間	
	舊 受 數	新 受 數	取 却	和解	下以日十	下以月一	下以日十	下以月一
東京控訴院								
官城控訴院								
合計								

第二部第四款第二十一表 特別訴訟審理期間

審理期間	既決		未決	
	判決 ノ キ	因 ノ キ	審理中	中止 休 止
十日以下				
十日以上				
二十日以下				
二十日以上				
三十日以下				
三十日以上				
六十日以下				
六十日以上				
合計				

第三部地方裁判所

自第一款第二十二表
至第五款第四十一表

第三部第一數第二十二表

第一審訴訟總數及審理期間

地方裁判所ノ名稱	舊 受 審 數	新 受 審 數	總 受 審 數	種 別	訴訟ノ結果			既 決 期 間						未 決 期 間																										
					和解 及 調解 合 計	撤回 及 廢棄 合 計	判決 合 計	下以日十	下以月一	下以月二	下以月三	下以月六	下以年一	下以年二	計 合	下以日十	下以月一	下以月二	下以月三	下以月六	下以年一	下以年二	計 合																	
東京地方裁判所	111	200	311	民事 刑事	5	2	204	15	10	25	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250							
東京高等裁判所	民事 刑事						
東京地方裁判所 八日市場支部	民事						
東京地方裁判所 水戸支部	民事					
東京地方裁判所 上野支部	民事				
東京地方裁判所 水戸支部 下野支部	民事			
東京地方裁判所 高崎支部	民事		
東京地方裁判所 高崎支部 前橋支部	民事	
東京地方裁判所 前橋支部 宇都宮支部	民事
東京地方裁判所 宇都宮支部 水戸支部 下野支部	民事
東京地方裁判所 高崎支部 前橋支部 宇都宮支部 水戸支部 下野支部	民事
東京地方裁判所 高崎支部 前橋支部 宇都宮支部 水戸支部 下野支部 宇都宮支部 水戸支部 下野支部	民事

地方裁判所ノ名稱	舊 受 審 數	新 受 審 數	總 受 審 數	種 別	訴訟ノ結果			既 決 期 間						未 決 期 間																											
					和解 及 調解 合 計	撤回 及 廢棄 合 計	判決 合 計	下以日十	下以月一	下以月二	下以月三	下以月六	下以年一	下以年二	計 合	下以日十	下以月一	下以月二	下以月三	下以月六	下以年一	下以年二	計 合																		
東京地方裁判所 相模支部	民事	
東京地方裁判所 相模支部 武蔵支部	民事
東京地方裁判所 武蔵支部 相模支部 山梨支部	民事
東京地方裁判所 武蔵支部 相模支部 山梨支部 長野支部	民事
東京地方裁判所 武蔵支部 相模支部 山梨支部 長野支部 新潟支部	民事	
東京地方裁判所 武蔵支部 相模支部 山梨支部 長野支部 新潟支部 富山支部	民事	
東京地方裁判所 武蔵支部 相模支部 山梨支部 長野支部 新潟支部 富山支部 石川支部	民事	
東京地方裁判所 武蔵支部 相模支部 山梨支部 長野支部 新潟支部 富山支部 石川支部 福井支部	民事	

地方裁判所ノ名稱	訴訟總數		種別		訴訟ノ結果		既決期間						未決期間									
	受審	新收	普通	特別	勝訴	和解	十日以下	一月以下	二月以下	三月以下	六月以下	一年以上	二年以上	合計	十日以下	一月以下	二月以下	三月以下	六月以下	一年以上	二年以上	合計
東京地方裁判所	123	145	100	23	60	40	15	25	30	10	10	15	5	5	10	15	10	15	5	5	10	15
大阪地方裁判所	98	112	80	18	45	30	12	20	25	8	8	12	4	4	8	12	8	12	4	4	8	12
神戶地方裁判所	75	88	65	13	35	25	10	18	22	6	6	10	3	3	6	10	6	10	3	3	6	10
名古屋地方裁判所	62	72	55	10	30	20	8	15	20	5	5	8	2	2	5	8	5	8	2	2	5	8
京都地方裁判所	58	68	50	8	28	18	7	12	18	4	4	7	2	2	4	7	4	7	2	2	4	7
仙台地方裁判所	45	55	40	5	22	15	5	10	15	3	3	5	1	1	3	5	3	5	1	1	3	5
札幌地方裁判所	35	42	30	3	18	12	4	8	12	2	2	4	1	1	2	4	2	4	1	1	2	4
大津地方裁判所	30	38	25	3	15	10	3	6	9	1	1	3	1	1	2	3	2	3	1	1	2	3
津地方裁判所	28	35	22	2	12	8	2	5	7	1	1	2	1	1	1	2	1	2	1	1	1	2
金澤地方裁判所	25	30	20	2	10	7	2	4	6	1	1	2	1	1	1	2	1	2	1	1	1	2
福井地方裁判所	22	28	18	2	8	6	1	3	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨地方裁判所	18	22	15	1	6	4	1	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山鹿地方裁判所	15	18	12	1	5	3	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高松地方裁判所	12	15	10	1	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知地方裁判所	10	12	8	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	1000	1150	850	150	450	300	150	300	350	100	100	150	50	50	100	150	100	150	50	50	100	150

地方裁判所ノ名稱	訴訟總數		種別		訴訟ノ結果		既決期間						未決期間									
	受審	新收	普通	特別	勝訴	和解	十日以下	一月以下	二月以下	三月以下	六月以下	一年以上	二年以上	合計	十日以下	一月以下	二月以下	三月以下	六月以下	一年以上	二年以上	合計
東京地方裁判所	123	145	100	23	60	40	15	25	30	10	10	15	5	5	10	15	10	15	5	5	10	15
大阪地方裁判所	98	112	80	18	45	30	12	20	25	8	8	12	4	4	8	12	8	12	4	4	8	12
神戶地方裁判所	75	88	65	13	35	25	10	18	22	6	6	10	3	3	6	10	6	10	3	3	6	10
名古屋地方裁判所	62	72	55	10	30	20	8	15	20	5	5	8	2	2	5	8	5	8	2	2	5	8
京都地方裁判所	58	68	50	8	28	18	7	12	18	4	4	7	2	2	4	7	4	7	2	2	4	7
仙台地方裁判所	45	55	40	5	22	15	5	10	15	3	3	5	1	1	3	5	3	5	1	1	3	5
札幌地方裁判所	35	42	30	3	18	12	4	8	12	2	2	4	1	1	2	3	2	3	1	1	2	3
大津地方裁判所	30	38	25	3	15	10	3	6	9	1	1	3	1	1	2	3	2	3	1	1	2	3
津地方裁判所	28	35	22	2	12	8	2	5	7	1	1	2	1	1	1	2	1	2	1	1	1	2
金澤地方裁判所	25	30	20	2	10	7	2	4	6	1	1	2	1	1	1	2	1	2	1	1	1	2
福井地方裁判所	22	28	18	2	8	6	1	3	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨地方裁判所	18	22	15	1	6	4	1	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山鹿地方裁判所	15	18	12	1	5	3	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高松地方裁判所	12	15	10	1	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知地方裁判所	10	12	8	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	1000	1150	850	150	450	300	150	300	350	100	100	150	50	50	100	150	100	150	50	50	100	150

地方裁判所ノ名稱	訴訟總數		種別				訴訟ノ結果				既決期間						未決期間												
	受審	終結	普通	特別	審判	和解	下取	和解	訴訟	未決	下以十日	下以月一	下以月二	下以月三	下以月六	下以年一	下以年二	上以年二	合計	下以十日	下以月一	下以月二	下以月三	下以月六	下以年一	下以年二	上以年二	合計	
大法院	100	95	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
高等法院
地方裁判所

地方裁判所ノ名稱	訴訟總數		種別				訴訟ノ結果				既決期間						未決期間												
	受審	終結	普通	特別	審判	和解	下取	和解	訴訟	未決	下以十日	下以月一	下以月二	下以月三	下以月六	下以年一	下以年二	上以年二	合計	下以十日	下以月一	下以月二	下以月三	下以月六	下以年一	下以年二	上以年二	合計	
大法院	100	95	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
高等法院
地方裁判所

地方裁判所ノ名稱	訴訟總數		種別		訴訟ノ結果		既決期間		未決期間	
	受審	新收	普通	特別	和解	未結	下以十日	下以一月	下以二月	下以三月
依賀地方	12	13	12	1	1	11	1	1	1	1
福久留米支那	10	11	10	1	1	9	1	1	1	1
岡小谷支那	15	16	15	1	1	14	1	1	1	1
大分地方	20	21	20	1	1	19	1	1	1	1
大津支那	18	19	18	1	1	17	1	1	1	1
且田支那	14	15	14	1	1	13	1	1	1	1
熊本地方	16	17	16	1	1	15	1	1	1	1
熊本支那	12	13	12	1	1	11	1	1	1	1
熊本支那	10	11	10	1	1	9	1	1	1	1
鹿兒島地方	14	15	14	1	1	13	1	1	1	1
鹿兒島支那	12	13	12	1	1	11	1	1	1	1
鹿兒島支那	10	11	10	1	1	9	1	1	1	1
宮崎地方	11	12	11	1	1	10	1	1	1	1
宮崎支那	9	10	9	1	1	8	1	1	1	1
宮崎支那	8	9	8	1	1	7	1	1	1	1
總計	112	118	112	6	6	106	6	6	6	6

官廳裁判所		通計		那霸地方		仙臺地方		石川地方		古川地方		仙臺地方		白河支那		平山支那		島根支那		山形支那		形岡支那		盛岡支那		秋田支那		秋田支那		秋田支那	
受審	新收	受審	新收	受審	新收	受審	新收	受審	新收	受審	新收	受審	新收	受審	新收	受審	新收	受審	新收	受審	新收	受審	新收	受審	新收	受審	新收	受審	新收		
12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13		
10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11		
15	16	15	16	15	16	15	16	15	16	15	16	15	16	15	16	15	16	15	16	15	16	15	16	15	16	15	16	15	16		
20	21	20	21	20	21	20	21	20	21	20	21	20	21	20	21	20	21	20	21	20	21	20	21	20	21	20	21	20	21		
18	19	18	19	18	19	18	19	18	19	18	19	18	19	18	19	18	19	18	19	18	19	18	19	18	19	18	19	18	19		
14	15	14	15	14	15	14	15	14	15	14	15	14	15	14	15	14	15	14	15	14	15	14	15	14	15	14	15	14	15		
16	17	16	17	16	17	16	17	16	17	16	17	16	17	16	17	16	17	16	17	16	17	16	17	16	17	16	17	16	17		
12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13	12	13		
10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11	10	11		
11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12	11	12		
9	10	9	10	9	10	9	10	9	10	9	10	9	10	9	10	9	10	9	10	9	10	9	10	9	10	9	10	9	10		
8	9	8	9	8	9	8	9	8	9	8	9	8	9	8	9	8	9	8	9	8	9	8	9	8	9	8	9	8	9		
112	118	112	118	112	118	112	118	112	118	112	118	112	118	112	118	112	118	112	118	112	118	112	118	112	118	112	118	112	118		

在籍國日本領事館	通計										地方裁判所ノ名稱
	合計	東京	神戶	大阪	京都	福岡	札幌	仙台	青森	岩手	
受審新	1,234	156	189	143	178	121	100	95	87	76	1,234
受審舊	567	78	92	65	81	54	45	43	41	36	567
總數	1,801	234	281	208	259	175	145	138	128	112	1,801
訴訟種類											
既決期間											
未決期間											

六六

本表舊受ノ數前年度ノ未決數ト差違アルハ水更津支部ニ於テ報告ノ誤謬アルト
 告示ニ據リ支部ノ事件ヲ地方裁判所ニ移シタルモノアルニ依リ其記載方ニ異動
 ヲ生シタルニ因ル

第三部第一款第二十三表 第一審訴訟種類

訴訟種類	訴訟結果	訴訟種類																				
		私生子認 胎兒確 後見人 親族會 禁治產 失踪宣 失踪關 戶籍關 人事關 土地 地所 地所 地所 地所 地所 預地 地所 地所 地所 地所 預地																				
判決席	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解
判決	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解
和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解
和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解
和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解
和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解
和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解
和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解	和解

六七

分與配	手與配	持當參	手當參	養助當	扶助當	給助當	雇助當	報助當	手助當	辨助當	手助當	印助當	廣助當	運助當	賤助當	質助當	席助當	滯助當	肥助當	貨助當	過渡金
金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

借家數	借家數	工家數	修家數	賦家數	取家數	分家數	保家數	保家數	保家數	保家數	保家數	保家數	保家數	保家數	保家數	保家數	保家數	保家數	保家數	保家數	保家數
金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

許訟種類	判決席關	判決ノ認認	判決ノ其他	下取	解和	及並狀訴	果結ノ他其	計合局結
雜事	1	1	1	1	1	1	1	1
名譽回復	1	1	1	1	1	1	1	1
雇人	1	1	1	1	1	1	1	1
遺産ニ關スル事	1	1	1	1	1	1	1	1
財產ニ關スル事	1	1	1	1	1	1	1	1
登記ニ關スル事	1	1	1	1	1	1	1	1
社寺ニ關スル事	1	1	1	1	1	1	1	1
會社ニ關スル事	1	1	1	1	1	1	1	1
組合ニ關スル事	1	1	1	1	1	1	1	1
講會ニ關スル事	1	1	1	1	1	1	1	1
調印ニ關スル事	1	1	1	1	1	1	1	1
家畜ニ關スル事	1	1	1	1	1	1	1	1
不當處分取消	1	1	1	1	1	1	1	1
不當決議取消	1	1	1	1	1	1	1	1
不當行為取消	1	1	1	1	1	1	1	1
不當利得取消	1	1	1	1	1	1	1	1
不當屆出取消	1	1	1	1	1	1	1	1
發泉販賣禁止	1	1	1	1	1	1	1	1
供託還付承認	1	1	1	1	1	1	1	1
損失補償	1	1	1	1	1	1	1	1
遺骨掘取承認	1	1	1	1	1	1	1	1
權家認	1	1	1	1	1	1	1	1

許訟種類	判決席關	判決ノ認認	判決ノ其他	下取	解和	及並狀訴	果結ノ他其	計合局結
地代更正	1	1	1	1	1	1	1	1
買賣目的物確認	1	1	1	1	1	1	1	1
小舖網使用廢止	1	1	1	1	1	1	1	1
營業差止	1	1	1	1	1	1	1	1
辨濟確認	1	1	1	1	1	1	1	1
請求異議	1	1	1	1	1	1	1	1
立退請求	1	1	1	1	1	1	1	1
商號使用差止	1	1	1	1	1	1	1	1
商標使用差止	1	1	1	1	1	1	1	1
委任確認	1	1	1	1	1	1	1	1
委任事務報告	1	1	1	1	1	1	1	1
委任事務解除	1	1	1	1	1	1	1	1
名義書換	1	1	1	1	1	1	1	1
事務引繼	1	1	1	1	1	1	1	1
精算請求	1	1	1	1	1	1	1	1
精算確認	1	1	1	1	1	1	1	1
工差修正	1	1	1	1	1	1	1	1
工差排止	1	1	1	1	1	1	1	1
工差取替	1	1	1	1	1	1	1	1
工差取替	1	1	1	1	1	1	1	1
工差取替	1	1	1	1	1	1	1	1
妨害行為廢止	1	1	1	1	1	1	1	1
妨害解除	1	1	1	1	1	1	1	1
權利確認	1	1	1	1	1	1	1	1

訴訟種類	訴訟ノ結果				訴訟種類	訴訟ノ結果			
	裁判席閣	判決ノ二認據	判決ノ其他	下取和解		裁判席閣	判決ノ二認據	判決ノ其他	下取和解
義務確認	1	1	1	1	契約成立確認	1	1	1	1
所有權ノ争	2	2	2	2	契約不成立確認	2	2	2	2
占有權ノ争	3	3	3	3	契約履行	3	3	3	3
共有權ノ争	4	4	4	4	契約解除	4	4	4	4
優先權ノ争	5	5	5	5	原狀回復	5	5	5	5
質權ノ争	6	6	6	6	強制執行ニ關スル事	6	6	6	6
抵當權ノ争	7	7	7	7	強制執行ニ關スル事	7	7	7	7
債權確認	8	8	8	8	法押假押ニ關スル事	8	8	8	8
債權辯濟	9	9	9	9	假處分ニ關スル事	9	9	9	9
債權轉讓	10	10	10	10	假押及假處分申請	10	10	10	10
債權附屬	11	11	11	11	合計	11	11	11	11
保證義務	12	12	12	12	合計	12	12	12	12
合計	13	13	13	13	合計	13	13	13	13

第三部第一款第二十四表

地方裁判所ニ區別シタル第一審訴訟種類

訴訟種類	東京控訴院管内地方裁判所ノ名稱													
	東京地方裁判所	神奈川地方裁判所	千葉地方裁判所	水戸地方裁判所	埼玉地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所
契約成立確認	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
契約不成立確認	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
契約履行	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
契約解除	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
原狀回復	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
強制執行ニ關スル事	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
法押假押ニ關スル事	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
假處分ニ關スル事	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
假押及假處分申請	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
合計	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13

訴訟種類	東京控訴院管内地方裁判所ノ名稱													
	東京地方裁判所	神奈川地方裁判所	千葉地方裁判所	水戸地方裁判所	埼玉地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所	東京地方裁判所
家事事件	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
遺言相續	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
廢止戸主權回復	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
隱居取消	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
本家認	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
離婚	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
同居	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
親權喪失	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
管理權喪失	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
養子縁組離縁	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
嫡出子否認	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
小兒引渡	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
私生子認	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
胎兒確	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
後見人	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
親族會議	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
禁治產	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
失踪宣告	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
戶籍ニ關スル事	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19

訴訟種類

金 錢

無抵當貸金
地所書入貸金
地所質入貸金
建物書入質貸金
動産書入質貸金
有價證券書入貸金
預替金
委託金
荷爲替金
爲形替金
約定金
受附金
手續代金
證據代金
地所代金

東京控訴院管内地方裁判所名稱

方地京東
部支子王八
方地濱橋
方地榮十
部支津更木
方地戸水
部支浦上
部支浦下
方地宮郡宇
部支木橋
方地和浦
部支谷熊
方地橋前
部支崎高
方地岡靜
部支津沼
部支松濱
方地府甲
部支村谷
方地野長
部支本松
部支田飯
部支田上
方地湯新
部支田發新
部支岡長
部支田高
部支川相

計 合

Table with 12 columns of numerical data corresponding to the litigation types listed in the header. The columns contain counts for various categories across different court divisions.

土地收用補償金
山林賣買代金
立木賣買代金
小作料
借地料
借家料
借家敷
工事費
取立費
分擔金
保託金
保託證
保除本
資本金
株積金
利當益
分配金

Table with 12 columns of numerical data corresponding to the litigation types listed in the header. The columns contain counts for various categories across different court divisions.

訴訟種類	東京控訴院管内地方裁判所ノ名稱																												
	方地京東	部支子王八	方地濱横	方地紫千	部支津更水	方地戸水	部支浦土	部支津下	方地官都守	部支本新	方地和浦	部支谷熊	方地橋前	部支崎高	方地岡静	部支津沼	部支松濱	方地府甲	部支村谷	方地野長	部支本松	部支田館	部支田上	方地湯新	部支田院新	部支岡長	部支田高	部支川相	計合
委託物品																													
質入物品																													
共有物品																													
持送物品																													
運送物品																													
物品取計																													
物品取除																													
證券																													
公債證券																													
株式證券																													
手形證券																													
公正證券																													
遺言證券																													
帳簿ニ關スル事																													
書類ニ關スル事																													

雜事	東京控訴院管内地方裁判所ノ名稱																												
	方地京東	部支子王八	方地濱横	方地紫千	部支津更水	方地戸水	部支浦土	部支津下	方地官都守	部支本新	方地和浦	部支谷熊	方地橋前	部支崎高	方地岡静	部支津沼	部支松濱	方地府甲	部支村谷	方地野長	部支本松	部支田館	部支田上	方地湯新	部支田院新	部支岡長	部支田高	部支川相	計合
名譽回復																													
遺産ニ關スル事																													
財産ニ關スル事																													
登記ニ關スル事																													
社寺ニ關スル事																													
會社ニ關スル事																													
講會ニ關スル事																													
調印ニ關スル事																													
家畜ニ關スル事																													
不當處分取消																													
不當決議取消																													
不當行為取消																													
不當利得取消																													
鏡泉販賣禁止																													
供託選付承認																													
損失補償																													
遺骨掘取承認																													
檀家認																													
報告取																													
報與廢																													
贈與廢																													
資格確																													

訴訟種類

無効確認
地代更正
請求異議
立退請求
商標使用差
委任事務報告
委任事務解除
名義書換
精算請求
精算確認
工事取止
工事取排
妨害行為廢罷
妨害解除
權利確認
所有權ノ爭
占有權ノ爭
共有權ノ爭
抵當ノ爭

債權確認
債務辨濟
債權讓與
債權轉付
保證義務
契約成立確認
契約不成立確認
契約履行
契約解除
強制執行ニ關スル事
差押假差押ニ關スル事
假處分ニ關スル事
假差押及假處分申請
合計

家督相續	訴訟種類	大阪控訴院管内地方裁判所ノ名稱													合計																		
		京地	津官	阪大	奈良	藤井	神戶	山手	本洲	路姫	岡豊	山岡	高野	津大		津港	井福	津金	尾七	山宮	岡高	山敬和	邊田	島徳	町勝	知高	村中	松高	龜丸	取島	子米	計合	
元	京地	1																															
四	津官		1																														
三	阪大			1																													
三	奈良				1																												
五	藤井					1																											
三	神戶						1																										
三	山手							1																									
三	本洲								1																								
三	路姫									1																							
三	岡豊										1																						
三	山岡											1																					
三	高野												1																				
三	津大													1																			
三	津港														1																		
三	井福															1																	
三	津金																1																
三	尾七																	1															
三	山宮																		1														
三	岡高																			1													
三	山敬和																				1												
三	邊田																					1											
三	島徳																						1										
三	町勝																							1									
三	知高																								1								
三	村中																									1							
三	松高																										1						
三	龜丸																											1					
三	取島																												1				
三	子米																													1			
三	計合																																

訴訟種類	大坂控訴院管内地方裁判所ノ名稱																
	京都府	大阪府	奈良府	和歌山府	兵庫府	京都府	大阪府	和歌山府	奈良府	京都府	大阪府	和歌山府	奈良府	京都府	大阪府	和歌山府	奈良府
立水ニ關スル事																	
橋梁ニ關スル事																	
堤防ニ關スル事																	
用水ニ關スル事																	
建物船計																	
建物所有																	
建物買																	
建物賃																	
建物賃借																	
建物登記																	
建物建築																	
建物變更																	
建物取拂																	
建物明渡																	
建物引渡																	
建物名義書換																	
建物取戻																	
船登記																	

金銭計	大坂控訴院管内地方裁判所ノ名稱																
	京都府	大阪府	奈良府	和歌山府	兵庫府	京都府	大阪府	和歌山府	奈良府	京都府	大阪府	和歌山府	奈良府	京都府	大阪府	和歌山府	奈良府
無抵當貸金																	
地所書入貸金																	
建物書入貸金																	
船船書入貸金																	
動産書入貸金																	
立替金																	
預金																	
委託金																	
荷爲替金																	
爲替金																	
手形金																	
約定金																	
受附金																	
手據金																	
證代金																	
費代金																	
遊費金																	
地所建物買代金																	
土地收用補償金																	
山林買代金																	
船舶買代金																	

分	該	手	持	養	助	給	扶	報	報	手	印	廣	運	贈	飲	貨	過	取	藉	違	損	辦
與	與	當	當	助	助	給	給	報	報	報	報	報	報	報	報	報	報	報	報	報	報	報
金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金

株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	株
費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費
代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代
金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金

訴訟種類

- 方地 郡京
- 方地 津官
- 方地 阪大
- 方地 後赤
- 方地 條五
- 方地 戶神
- 方地 山筱
- 方地 本洲
- 方地 路坂
- 方地 岡置
- 方地 山岡
- 方地 根高
- 方地 山津
- 方地 津大
- 方地 根菅
- 方地 井福
- 方地 澤金
- 方地 尾七
- 方地 山富
- 方地 岡高
- 方地 山敬和
- 方地 邊田
- 方地 島德
- 方地 町關
- 方地 知高
- 方地 村中
- 方地 松高
- 方地 龜北
- 方地 取島
- 方地 子米
- 計 合

大阪控訴院管內地方裁判所名稱

訴訟種類										大坂控訴院管内地方裁判所名簿						
委託物品	抵當物品	質入物品	約定物品	運送物品	物品取引	物品取除	公債證券	株業債證券	手業債證券		公正證券	帳簿二關スル事	書類二關スル事	雜事	名譽回復	遺産二關スル事
																方地都京
																方地津官
																方地阪大
																方地後奈
																方地條五
																方地戸神
																方地山花
																方地本洲
																方地路姫
																方地岡置
																方地山岡
																方地堺高
																方地山津
																方地津大
																方地根彦
																方地井福
																方地澤金
																方地尾七
																方地山宮
																方地岡高
																方地山歌和
																方地津田
																方地島徳
																方地町福
																方地知高
																方地村中
																方地松高
																方地島北
																方地取高
																方地子米
																計合

訴訟種類

財產ニ關スル事
 登記ニ關スル事
 社寺ニ關スル事
 會社ニ關スル事
 組合ニ關スル事
 聯合ニ關スル事
 調印ニ關スル事
 家畜ニ關スル事
 不當處分取消
 不當決議取消
 不當行為取消
 不當屆出取消
 販賣行為差止
 印刷製本發行停止
 水産石引下
 樋管伏替確認
 石灰原石採掘差止
 共同營業確認
 屆書受理確認

海而使用承認取消
 無効確認
 立退請求
 高號使用差止
 名義書換
 精算請求
 工事改修
 工事差止
 工事取拂
 工事復舊
 詐害行為廢罷
 妨害解除
 妨害確認
 所有權ノ事
 占有權ノ事
 共有權ノ事
 優先權ノ事
 質權ノ事
 抵當ノ事
 債權確認
 債務確認
 債權轉讓
 債權承讓
 債權轉讓

大阪控訴院管内地方裁判所ノ名稱

方地都京	
部支津官	
方地阪大	二
方地長奈	
部支條五	
方地戸神	三
部支山筱	
部支本洲	
部支路姫	
部支岡置	
方地山岡	
部支探高	
部支山津	
方地津大	
部支根彦	
方地井福	
方地澤金	四
部支尾七	
方地山富	五
部支岡高	
方地山歌和	
部支遊田	
方地島徳	
部支町脇	
方地知高	
部支村中	
方地松高	
部支龜北	
方地取島	
部支子米	
計合	九

廣島長崎二控新院管内地方裁判所ノ名換

訴訟種類	廣島	長崎	二控	新院	管内	地方	裁判所	ノ	名換
贓物返還									
物品返還									
債權證券									
公債證券									
株券									
土地臺帳									
公正證書									
特許證書									
恩給證書									
證給證書									
帳簿二關スル事									
書類二關スル事									
雜事									
名譽回復									
雇人									
遺産二關スル事									

訴訟種類	廣島	長崎	二控	新院	管内	地方	裁判所	ノ	名換
財產二關スル事									
登記二關スル事									
社寺二關スル事									
議會二關スル事									
調印二關スル事									
家畜二關スル事									
不當處分取消									
不當決議取消									
不當行為取消									
費買目的物確認									
小網網使用廢止									
營業差止									
辨濟確認									
請求異議									
名義書換									
精算請求									
精算確認									
工算確認									
詐害行為廢罷									
妨害解除									
權利確認									
所有權ノ事									
優先權ノ事									
抵當ノ事									

地方裁別所名簿	金額	第一審新受件數										金額價額合計						
		テマ開五	テマ開拾	テマ開拾伍	テマ開拾五	テマ開百	テマ開百五	テマ開百七	テマ開千	テマ開千五	テマ開萬	上以開萬	計	月	日	日		
水戸	100																	
土浦	100																	
下妻	100																	
宇都宮	100																	
栃木	100																	
浦和	100																	
和光	100																	
前橋	100																	
高崎	100																	
靜岡	100																	
濱松	100																	
岡崎	100																	
甲府	100																	
谷村	100																	
府	100																	
合計	1000																	

大坂控前院管轄	通	第一審新受件數										金額價額合計						
		テマ開五	テマ開拾	テマ開拾伍	テマ開拾五	テマ開百	テマ開百五	テマ開百七	テマ開千	テマ開千五	テマ開萬	上以開萬	計	月	日	日		
長野	100																	
松本	100																	
飯田	100																	
上田	100																	
野田	100																	
新潟	100																	
新潟	100																	
長岡	100																	
高田	100																	
相模	100																	
湯川	100																	
合計	1000																	

地方裁判所 名 稱	金額 額	第一審新受件數							金額價額合計							
		テマ圓五	テマ圓拾	テマ圓拾伍	テマ圓拾五	テマ圓百	テマ圓百五	テマ圓百七	テマ圓千	テマ圓千五	テマ圓萬壹	上以圓萬壹	計	圓	圓	圓
戸	100															
豐岡支	100															
姫路支	100															
岡	100															
高梁支	100															
津山支	100															
山	100															
大津支	100															
津	100															
福井	100															
金澤	100															
澤	100															
金	100															
山	100															
山	100															
和歌山	100															
山	100															
歌	100															
山	100															
德島	100															
島	100															
高	100															
知	100															
高	100															
松	100															
鳥	100															
取	100															
名古屋	100															
名古屋	100															
名古屋	100															
安	100															
濃	100															
津	100															
計	100															

地方裁判所 名 稱	金額 額	第一審新受件數							金額價額合計							
		テマ圓五	テマ圓拾	テマ圓拾伍	テマ圓拾五	テマ圓百	テマ圓百五	テマ圓百七	テマ圓千	テマ圓千五	テマ圓萬壹	上以圓萬壹	計	圓	圓	圓
德島	100															
島	100															
高	100															
知	100															
高	100															
松	100															
鳥	100															
取	100															
名古屋	100															
名古屋	100															
名古屋	100															
安	100															
濃	100															
津	100															
計	100															

地方裁新所名	金額	新受件數										金額價額合計						
		テマ開五	テマ開拾	テマ開拾伍	テマ開拾五	テマ開五拾七	テマ開百	テマ開伍百伍	テマ開百五	テマ開伍百七	テマ開千	テマ開伍千伍	テマ開萬壹	上以開萬壹	計	可	可	可
鹿兒島地方	113																	
大島支	113																	
宮崎支	113																	
延岡支	113																	
那覇支	113																	
那覇地方	113																	
官城支	113																	
仙臺支	113																	
石巻支	113																	
福島支	113																	
白河支	113																	
平支	113																	
若松支	113																	
計	113																	

地方裁新所名	金額	新受件數										金額價額合計						
		テマ開五	テマ開拾	テマ開拾伍	テマ開拾五	テマ開五拾七	テマ開百	テマ開伍百伍	テマ開百五	テマ開伍百七	テマ開千	テマ開伍千伍	テマ開萬壹	上以開萬壹	計	可	可	可
山形支	113																	
米澤支	113																	
形鶴支	113																	
盛岡支	113																	
盛岡支	113																	
秋田支	113																	
秋田支	113																	
大曲支	113																	
田支	113																	
通計	113																	
函館支	113																	
函館支	113																	
札幌支	113																	
札幌支	113																	
根室支	113																	
通計	113																	

第三部第一款第二十六表

第一審訴訟審理期間

審理期間	既決		未決	
	判決二回	判決十	審理中	中止
十日以下	5,600	6,800	8,800	9,200
二十日以下	4,300	5,100	1,700	1,900
一月以下	4,800	5,700	1,500	1,600
三月以下	4,800	5,700	1,500	1,600
六月以下	3,300	4,100	1,300	1,400
一年以上	1,900	2,300	1,100	1,200
合計	24,400	29,300	10,900	11,800

第三部第二款第二十七表

控訴總數及審理期間

地方裁判所ノ名稱	控訴總數		控訴ノ結果		既決期間		未決期間	
	受審	受審	却棄	和解	下以日十	下以月一	下以月二	下以月三
東京地方	10,000	10,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
東京控訴院管轄	10,000	10,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

地方	受審	受審	却棄	和解	下以日十	下以月一	下以月二	下以月三	下以月六	下以年一	下以年二	合計
東京地方	10,000	10,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
東京控訴院管轄	10,000	10,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
大阪地方	8,000	8,000	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
大阪控訴院管轄	8,000	8,000	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
神戶地方	6,000	6,000	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
神戶控訴院管轄	6,000	6,000	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
名古屋地方	4,000	4,000	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
名古屋控訴院管轄	4,000	4,000	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
京都地方	2,000	2,000	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
京都控訴院管轄	2,000	2,000	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
福岡地方	1,000	1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
福岡控訴院管轄	1,000	1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
大津地方	1,000	1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
大津控訴院管轄	1,000	1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
金澤地方	1,000	1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
金澤控訴院管轄	1,000	1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
和歌山地方	1,000	1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
和歌山控訴院管轄	1,000	1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
德島地方	1,000	1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
德島控訴院管轄	1,000	1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
合計	40,000	40,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000